

学 生 便 覧

2024

(令和 6 年度)



長崎大学歯学部

目 次

I はじめに（歯学部長 村田 比呂司）	1
II 長崎大学歯学部の教育目標と沿革	3
III 履修方法等について	7
1 卒業に要する最低修得単位数等について	7
2 進級	7
3 学務情報システム（Nu-Webシステム）について	8
4 LACS（主体的学習促進システム）について	8
IV 授業について	11
1 授業科目	11
2 授業出席調査	11
3 欠席届	11
4 レポート提出上の注意	11
5 学生による授業評価	11
V 考査・試験・成績等について	13
1 考査	13
2 定期試験	13
3 試験の受験資格について	13
4 追試験・再試験	14
5 成績評価	14
6 試験結果の発表	14
7 試験受験上の注意	14
8 不正行為に関する処置	15
9 共用試験（CBT, OSCE）について	15
VI 歯学部専門教育の内容	17
1 基礎系専門教育の内容	17
2 臨床系専門教育の内容	27
VII 学生への周知事項について	43
1 学年別担任教員制度について	43
2 掲示について	43
3 休学、復学、退学等の取扱いについて	43
4 欠席、住所等の届け出について	43
5 学生証について	44
6 各種証明書の発行について	44
7 授業料について	44

8	奨学金制度について	44
9	電話照会について	44
10	環境の整備について	45
11	健康診断について	45
12	台風等に対する休講措置について	45
13	福利厚生施設の利用について	45
14	通学方法等について	45
15	交通事故について	46
16	パソコンCALLシステムの使用について	47
17	ハラスメント防止委員会について	47
VIII	附属図書館医学分館の利用について	49
IX	歯科医師国家試験について	51
X	諸規則	53
1	長崎大学学則	53
2	長崎大学歯学部規程	76
3	歯学研究コースに関する申合せ	83
4	歯学研究コース報告書について	84
5	長崎大学歯学部試験実施細則	85
6	長崎大学歯学部の授業科目の試験における学生の不正行為に関する申合せ	86
7	歯学部再試験の評価方法について	87
8	専門教育科目の再履修に関する申合せ	88
9	臨床実習の評価及び修了認定に関する申合せ	89
10	卒業認定試験の実施及び評価に関する申合せ	91
11	長崎大学学則第28条第二号の適用に関する申合せ	92
12	成績優秀者及び授業料免除の学力評点計算に係る既修得科目（単位） 並びに編入学者の認定科目（単位）の取扱い	93
13	関連臨床医学科目的単位取得等に関する申合せ	94
14	統合科目的単位取得等に関する申合せ	95
15	特別科目的単位取得等に関する申合せ	96
16	歯学部成績の疑義申立てに関する申合せ	97
17	全学的休講措置の申合せ	98
18	学生の授業期間中における国内・国外の学会等への出席又は参加に 関する取扱い	100
19	長崎大学歯学部福利厚生施設規程	101
20	長崎大学歯学部福利厚生施設使用細則	102
21	学生控室及びロッカーハウスの使用心得	103
22	自習室4A・4Bの使用について	104
付録	歯学部配置略図（建物平面図）	105

I　は　じ　め　に

I はじめに

歯学部長 村田 比呂司

ようこそ長崎大学歯学部へ

新入生の皆さん、長崎大学歯学部ご入学おめでとうございます。

皆さまがこれから学ぶ長崎大学は、その歴史は古く、安政4年（1857年）の医学伝習所が長崎大学の創基です。長崎大学歯学部は1979年に設立された、岡山大学とともに我が国でもっとも新しい国立大学歯学部です。卒業生はこれまでのところ2230名となり、地域医療、大学での教育・研究、行政などにおいて多くの卒業生が活躍しています。

長崎大学歯学部のカリキュラムの概要を以下に示します。

1年半の教養教育の期間では、リベラルアーツ教育の充実が図られています。もともとの語源はその時代を自由人として生きるのに必要とされる学問ということですが、皆さまがこれからの充実した人生を歩むためにはとても重要な学問です。

歯学の専門教育では、歯学領域の基礎系科目および臨床系科目、関連臨床医学などを学び、共用試験（CBT、OSCE）ののち、臨床実習（診療参加型）を行います。また、カリキュラムでは「リサーチマインドの涵養」を念頭に置いています。このようなカリキュラムを通じて、私たちは「基本的教養と幅広い歯科口腔医学専門知識を習得し、今後の歯科口腔医学、歯科口腔医療を切り拓くとともに社会に信頼される歯科医師及び研究者を養成する。」という理念のもと、以下の能力を有する歯科医師を養成したいと考えています。

- ・歯科口腔医学に関する基礎的および臨床的知識を身につけている。
- ・歯科口腔医療を行える基本的臨床能力および全身疾患と関連付けて診断できる臨床能力を身につけている。
- ・医療の現場における問題発見・解決能力を身につけ、リサーチマインドを修得している。
- ・生涯にわたり自己主導型学修を継続できる。
- ・豊かな人間性と倫理観を身につけている。
- ・高いコミュニケーション能力を身につけている。
- ・多職種との間で協調性を持ってチーム医療を実践できる。
- ・離島へき地をはじめとする地域・国際社会に貢献する強い意思を持って、歯科口腔医療を実践できる。

皆さまもご存じのように、長崎は江戸時代、鎖国で閉ざされていた日本で唯一、海外と貿易ができる町でした。そのため、長崎は中国、オランダの文化が混ざり合った和華蘭文化の町です。この魅力的な都市で、皆さまの大学生活がこれから始まります。しっかり勉強し、そして大学時代にしかできないことを経験し、充実した学生生活を送ってください。

II 長崎大学歯学部の教育目標と沿革

II 長崎大学歯学部の教育目標と沿革

(1) 教育目標

長崎大学歯学部は教育基本法の精神に則り、歯学を教授研究し、歯学の発展と地域歯科医療の向上に寄与することを目的として、昭和54年10月1日に創設された。

本学部の教育目標は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、歯学に関する高度の専門知識を修得させ、責任感と社会性を身に付けた歯科医師及び創造性豊かで的確な判断力と洞察力を有する歯学研究者を養成することである。具体的には、6年間の歯学教育を通して、人間性豊かな人格形成と、人類の進歩に貢献できる意欲と才能を養うことを目指し、患者さんの安心感と信頼感を得られるような、歯科医師としての基本を身につけさせることをその教育方針としている。

この目標を達成するために、本学部において6年間を通じて以下のようないわゆる教育を行う。まず、全学教育は、大学教育における基本的教養を会得させ、併せて専門科目に対する幅広い基盤を理解させることを目的として教授する。これらを並行して、歯科医学の専門的知識と歯科医療に関する基本的態度と各種専門技能を教授するため、基幹となる21研究分野（顎顔面解剖学、細胞生物学、加齢口腔生理学、口腔分子生物学、口腔病理学、口腔病原微生物学、歯科薬理学、生体材料学、分子硬組織生物学、歯科法医学、口腔保健学、歯科矯正学、小児歯科学、歯周歯内治療学、口腔インプラント学、歯科補綴学、口腔腫瘍治療学、顎口腔再生外科学、頭頸部放射線学、歯科麻酔学、総合歯科臨床教育学）がこれを担当する。

また、患者を対象とした臨床実習は長崎大学病院（歯科系診療部門）において行う。

(2) 沿革

- 昭和52年4月 ○ 歯学部創設準備室長に文部事務官閻實事務局長が就任
- 昭和53年4月 ○ 歯学部創設準備室長に文部教官佐々木元賢（医学部口腔基礎医学講座教授）が就任
- 昭和54年7月 ○ 歯学部附属病院長予定者として入江通暢を選出
- 昭和54年10月 ○ 長崎大学歯学部創設
○ 文部教官佐々木元賢初代学部長に就任
○ 歯科矯正学講座（入江通暢教授）、口腔外科学第一講座（佐々木元賢教授）開設
○ 医学部附属病院歯科口腔外科において暫定診療を開始
- 昭和55年4月 ○ 歯学進学課程学生第一回生80名を受入
○ 歯科理工学講座（安田克廣教授）、口腔生理学講座（佐藤俊英教授）、歯科保存学第一講座（松元仁教授）開設
○ 歯学部附属病院創設準備室設置文部教官入江通暢創設準備室長に就任
○ 医学部附属病院歯科口腔外科において矯正歯科診療部門、保存科診療部門、口腔外科診療部門の診療開始

- 昭和56年4月 ○ 口腔解剖学第一講座（村上守良教授）、口腔解剖学第二講座（高野邦雄教授）、口腔生化学講座（桂暢彦教授）、口腔病理学講座（岡邊治男教授）、口腔細菌学講座（渡邊継男教授）開設
- 昭和56年10月 ○ 文部教官佐々木元賢歯学部長に再任
- 昭和56年11月 ○ 歯学部・同附属病院新営竣工
- 昭和57年4月 ○ 歯科薬理学講座（加藤有三教授）、予防歯科学講座（高木興氏教授）、歯科保存学第二講座（加藤伊八教授）、歯科補綴学第一講座（熱田充教授）、歯科放射線学講座（山田直之教授）開設
○ 歯学部附属病院設置
○ 文部教官入江通暢歯学部附属病院長に就任
○ 予防歯科、矯正歯科、第一保存科、第二保存科、第一補綴科、第一口腔外科、歯科放射線科の7診療科が診療開始
○ 新営棟にて歯学部専門課程の授業開始
- 昭和58年4月 ○ 小児歯科学講座（後藤讓治教授）、歯科補綴学第二講座（藤井弘之教授）開設
○ 小児歯科、第二補綴科の2診療科が診療開始
○ 歯学部福利厚生施設開館
- 昭和58年10月 ○ 文部教官佐々木元賢歯学部長に再任
- 昭和59年4月 ○ 口腔外科学第二講座（井口次夫教授）開設
○ 文部教官入江通暢歯学部附属病院長に再任
○ 第二口腔外科の診療科が診療開始
- 昭和59年12月 ○ 臨床実習の開始に伴い総合診療室での診療開始
- 昭和60年4月 ○ 附属病院障害者歯科治療室開設
- 昭和60年8月 ○ 文部教官高木興氏歯学部附属病院長に就任
- 昭和60年10月 ○ 文部教官佐々木元賢歯学部長に再任
- 昭和61年3月 ○ 歯学部専門課程第一回生卒業
- 昭和61年4月 ○ 大学院歯学研究科（定員18名）設置
- 昭和62年8月 ○ 文部教官藤井弘之歯学部附属病院長に就任
- 昭和62年10月 ○ 文部教官高木興氏歯学部長に就任
- 平成元年8月 ○ 文部教官加藤伊八歯学部附属病院長に就任
- 平成元年10月 ○ 文部教官岡邊治男歯学部長に就任
- 平成2年3月 ○ 大学院歯学研究科第一回生修了
- 平成3年8月 ○ 文部教官加藤伊八歯学部附属病院長に再任
- 平成3年10月 ○ 文部教官岡邊治男歯学部長に再任
- 平成4年3月 ○ 歯学部教育研究棟新営竣工
- 平成4年4月 ○ 歯科麻酔科の診療科設置
- 平成5年8月 ○ 文部教官松元仁歯学部附属病院長に就任
- 平成5年10月 ○ 文部教官加藤伊八歯学部長に就任

- 平成7年4月 ○ 文部教官熱田充歯学部附属病院長に就任
- 平成7年10月 ○ 文部教官加藤伊八歯学部長に再任
- 平成9年4月 ○ 文部教官水野明夫歯学部附属病院長に就任
○ 特殊歯科総合治療部設置
- 平成9年10月 ○ 文部教官加藤有三歯学部長に就任
- 平成11年4月 ○ 大学院歯学研究科社会人特別選抜（昼夜開講制）学生受入開始
○ 文部教官熱田充歯学部附属病院長に就任
- 平成11年10月 ○ 文部教官加藤有三歯学部長に再任
○ 大学院歯学研究科社会人・外国人留学生特別選抜（秋季入学）開始
- 平成12年2月 ○ 歯学部創立20周年記念式典挙行
- 平成13年4月 ○ 文部科学教官熱田充歯学部附属病院長に再任
- 平成13年10月 ○ 文部科学教官熱田充歯学部長に就任
○ 文部科学教官藤井弘之歯学部附属病院長に就任
- 平成14年4月 ○ 医学、歯学及び薬学研究科を再編統合して大学院医歯薬学総合研究科を設置
(4専攻、8講座)
(医療科学専攻：病態解析・制御学、発生分化機能再建学講座、健康予防科学講座、新興感染症病態制御学系専攻：感染分子病態学講座、放射線医療科学専攻：放射線生命科学講座)、生命薬科学専攻：分子創薬科学講座、環境薬科学講座、臨床薬科学講座
- 歯学部歯学科を講座制から3大学科目制へ移行
(顎口腔生体科学、顎口腔環境科学、顎口腔再生医療科学)
- 11診療科から4大診療科（総合歯科、顎・口腔歯科、専門歯科、診断管理科）
へ再編成及び初期治療部の設置
- 平成15年10月 ○ 歯学部附属病院と医学部附属病院を統合し、医学部・歯学部附属病院を設置
(歯学部附属病院の診療部門は、歯科系診療部門となる)
- 文部科学教官熱田充歯学部長に再任
- 平成16年4月 ○ 国立大学法人法により、国立大学法人長崎大学が長崎大学を設置
○ 病態解析・制御学講座に歯学系の1分野を設置（臨床病態生理学（旧歯科麻酔学））
- 平成17年10月 ○ 六反田篤歯学部長に就任
- 平成18年4月 ○ 大学院医歯薬学総合研究科の講座再編
(医療科学専攻：生命医科学講座、社会医療科学講座、展開医療科学講座、新興感染症病態制御学系専攻：感染免疫学講座、放射線医療科学専攻：放射線生命科学講座、放射線障害医療学講座、生命薬科学専攻：分子創薬科学講座、環境薬科学講座、臨床薬学講座)
- 平成18年5月 ○ 大学院歯学研究科廃止
- 平成19年10月 ○ 林 善彦歯学部長に就任

- 平成21年4月
 - 林 善彦歯学部長に再任
 - 学部附属の病院から、大学直轄の病院となる、名称を長崎大学病院と変更
 - 卒前・卒後歯学臨床教育担当教授を配置
- 平成21年10月
 - 歯学部創立30周年記念式典挙行
- 平成23年4月
 - 林 善彦歯学部長に再任
- 平成24年4月
 - 生命医科学講座に分子硬組織生物学を設置
- 平成25年4月
 - 中山浩次歯学部長に就任
- 平成26年4月
 - 総合歯科臨床教育学を設置
- 平成27年4月
 - 澤瀬 隆歯学部長に就任
 - 社会医療科学講座に歯科法医学を設置
- 平成29年4月
 - 澤瀬 隆歯学部長に再任
- 平成30年4月
 - 展開医療科学講座の齲蝕学と歯周病学を統合し、歯周歯内治療学を設置
- 平成31年4月
 - 村田比呂司歯学部長に就任
- 令和元年11月
 - 歯学部創立40周年記念講演会開催
- 令和2年4月
 - フロンティア口腔科学分野を設置
- 令和2年12月
 - 口腔診断・情報科学分野を設置
- 令和3年4月
 - 村田比呂司歯学部長に再任
- 令和4年4月
 - 先進口腔医療開発学分野を設置
- 令和5年4月
 - 村田比呂司歯学部長に再任

III 履修方法等について

III 履修方法等について

歯学部（以下「本学部」という。）の専門教育科目はすべて必修科目となっており、教養教育科目の履修方法と異なる点が多いので、本便覧に掲載している諸規則等を熟読し、進級資格を正しく理解し、6年間の修学で卒業するよう努めて下さい。

また、本学部のカリキュラムは積み重ね方式となっていることから、選択の自由はなく、授業時間割どおりの履修が義務付けられています。

なお、学部規程の適用については、当該年度の入学時に配付された学生便覧で取り扱われるので注意してください。

1 卒業に要する最低修得単位数等について

本学部に6年以上在学し、教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数（学部規程の別表第1）以上を修得し、卒業認定試験に合格しなければならない。

(1) 令和6年度入学者

学部規程の別表第1（P 9）により所定の単位を修得しなければなりません。また、専門教育の授業科目は、学部規程の別表第2（P 10）により修得しなければなりません。

2 進級

(1) 令和6年度入学者

① 第3年次への進級

第2年次末までに別表第1の教養教育科目の最低修得単位数以上を修得及び別表第2の授業科目のうち標準履修年次が第1年次及び第2年次である授業科目の単位を修得していなければ進級することができない。

② 第4年次への進級

第3年次末までに別表第2の授業科目のうち標準履修年次が第3年次である授業科目（研究科目を除く。）の単位を修得していなければ、第4年次へ進級することができない。

③ 第5年次への進級

第4年次末までに別表第2の授業科目のうち標準履修年次が第4年次である授業科目（統合科目及び研究科目を除く。）の単位を修得していなければ、進級することができない。

④ 臨床実習の履修要件

臨床実習を履修するためには、専門教育科目区分（同規程別表第2）に掲げるすべての授業科目（特別科目及び研究科目の区分に属する授業科目並びに総合科目の歯科医師のコンピテンシーVを除く。）の単位を修得し、別途実施する共用試験（CBT及びOSCE）に合格していなければならない。よって、臨床実習を履修できない者は、第6年次へ進級することができない。

3 学務情報システム（Nu-Web システム）について

平成 22 年 4 月から、Nu-Web システムが導入され、一部の手続きについては、窓口を訪問することなくシステムを通じて行なうことが可能となりました。これは、学内のネットワークに接続されたパソコンを利用して、画面上で履修登録・変更を行ったり、シラバスや各種掲示板情報を参照できるものです。

歯学部においては、前述したように専門教育科目はすべて必修科目となっており Nu-Web システムを利用して専門教育科目の履修登録自体を学生が入力する必要はありません。しかし、1・2 年生で履修する教養教育科目については Nu-Web システムを利用して入力を行う必要があります。

利用期間や利用可能パソコン等は、学務係からお知らせします。

4 LACS（主体的学習促進支援システム）について

平成 26 年 4 月から本格運用が開始されたシステムで、学生の皆さんの主体的な学びを確立するため、長崎大学で構築を行っている教育支援システムです。今後、各種ポートフォリオの作成機能等や学習成果の分析・可視化機能等の実装が計画されています。

LACS を利用するには Web ブラウザで LACS にアクセスし、長大 ID を用いてログインする必要があります。LACS 上の授業（コース）への登録は、NU-Web の履修登録と連動して行われるようになっています。NU-Web への履修登録の翌日までには LACS 上の授業（コース）へ登録が行われます。LACS の利用にあたっては、Web ブラウザとして Microsoft Edge 又は Google Chrome の利用を推奨します。デスクトップに用意されたアイコンなどから Microsoft Edge 又は Google Chrome を起動します。

LACS へアクセスするには、Web ブラウザで下記の URL を直接入力するか、Google 等の検索エンジンで「LACS ログイン」と検索し下記 URL を探してください。

<https://lacs.nagasaki-u.ac.jp>

下線部はアルファベット小文字で lacs（エル・エイ・シー・エス）となります。

別表第1

教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

授業科目の区分		単位数
教養教育科目	教養基礎科目	教養ゼミナール科目
		情報科学科目
		数理・データサイエンス科目
		健康・スポーツ科学科目
		キャリア教育科目
		プラネタリーヘルス科目
		英語
		初習外国語
	小計	
選択科目	モジュール科目	教養モジュールⅠ科目
		教養モジュールⅡ科目
		小計
	選択科目	人文・社会科学科目
		生命・自然科学科目
		総合科学科目
		グローバル科目
		小計
	計	
専門教育科目	口腔生命科学総論	
	口腔生命科学各論Ⅰ	
	口腔生命科学各論Ⅱ	
	臨床実習	
	統合科目	
	総合科目	
	特別科目	
	関連臨床医学	
	専門教養科目	
	計	
	合計	

別表第2

専門教育科目の区分、名称、単位数及び標準履修年次

IV 授業について

IV 授業について

1 授業科目

専門教育科目の区分、名称、単位数及び標準履修年次は、長崎大学歯学部規程別表第2に規定されています。ただし、統合科目及び特別科目については、学年の始めに告示します。

2 授業出席調査

出席の調査は、出席管理システムにより行われます。学生証による認証となりますので学生証を忘れないよう携帯してください。学生証を忘れたり紛失した場合は所定の用紙に記入し、授業担当教員へ提出してください。

3 欠席届

欠席については、忌引、病気、その他やむを得ない理由（災害等）のため欠席した者は、2週間以内に所要の証明書を添えて欠席届を学務係に提出してください。欠席届には欠席の理由を必ず書かなければなりません。

なお、欠席届の用紙は学務係にあります。

欠席届に添付する証明書は、日付が明記されている書類を用意してください。

- ＜例＞ 病気の場合 ・・・・・・ 診断書等
忌引きの場合 ・・・・・・ 会葬御礼のカード等
その他の場合 ・・・・・・ 証明書等

4 レポート提出上の注意

授業に関するレポートは、原則として学務係事務室前のレポート提出箱に提出することになりますが、担当教員によっては別の提出先（各研究分野のメールボックス、教員室、LACSでの提出等）を指定する場合があります。提出期限を過ぎたレポートや提出先を誤った場合は、学務係では受け付けません。各自が当該教員へ連絡をとり対処してください。

5 学生による授業評価

学生による授業評価は、授業内容や方法について学生のみなさんから評価を受け、その結果を授業改善につなげていくことを目的としています。最近の大学教育の場では、教育改善に向けた種々の取組みが行われており、長崎大学における学生による授業評価も、このような取組みの一環として実施されます。

評価項目は、全学共通で設けられた評価項目に加えて、各授業科目の内容にあわせた評価項目が設定されることになります。学生のみなさんには、シラバスに記載されている各授業の目標やねらいが実際の授業において達成されたかどうか、あるいは教材や授業方法が適切なものであったかどうか、といった点について評価してもらいます。従って、授業を真剣に受けるとともに、

大学教育の改善という大きな視点から評価できるよう、素直に、真摯な態度で臨んでください。

なお、授業評価は、学期途中、学期末のいずれか、あるいは両方の時期に実施されます。また、2年にまたがる授業の場合は、最終の学期末等に実施されることもあります。

V 考査・試験・成績等について

V 考査・試験・成績等について

1 考査

授業科目の単位認定は、考査の結果に基づいて行われます。

考査は、定期試験、口頭試問、レポート、作品提出など各科目の総合的な審査（成績評価の審査）のことです。

考査に合格したときに単位が認定されます。考査は、前期末及び後期末に実施される定期試験によって行われるのが原則ですが、口頭試問、レポート、作品提出等により行われることもあります。

また、成績評価には、平素の学業成績及び出席状況等が考慮される場合もあります。

2 定期試験

定期試験は、学期末（定期試験期間）に行われる試験のことです。定期試験は、授業時間割とは別に試験時間割が発表されますので、その試験時間割に従って受験しなければなりません。

ただし、授業科目によっては、定期試験期間外に定期試験に代わる試験が実施されることもあります。定期試験期間外の試験及びレポート提出等については、授業中又は掲示等によって指示されますので授業に出席し、かつ掲示をよく見るようになります。

なお、定期試験を無断欠席し、追試験の願い出を行わなかった者は、試験の受験資格を失うことになりますので注意してください。

3 試験の受験資格について

受験資格を取得するためには、次の条件を満たさなければなりません。

なお、受験資格に関して授業の出席時間数に疑義がある場合は、各自、授業終了日までに授業担当者に問い合わせてください。

① 講義の授業科目

授業を行った時間数の2／3以上出席した者

② 演習、実験及び実習の授業科目

授業を行った時間数の3／4以上出席した者

③ 講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法の併用により行う授業科目（例えば、「解剖学及び同実習」）

授業を行った時間数の3／4以上出席した者

上記に規定したとおり受験資格を取得できなかった者は、翌年度当該授業科目を再履修し、受験資格を取得しなければなりません。

4 追試験・再試験

＜追試験＞（歯学部試験実施細則第3条）

病気、忌引、その他やむを得ない理由（災害等）により定期試験を受けることができなかった者は、欠席届に次の書類を添付して、所定の期日までに届け出なければならない。

ただし、欠席の理由によっては受理されない場合があり、追試験を実施しないことがある。

病気の場合 ・・・・・・ 診断書等

忌引きの場合 ・・・・・・ 会葬御礼のカード等

その他の場合 ・・・・・・ 証明書等

※ 本人の不注意（寝過し、時間割誤認など）によるものについては、追試験は認められません。

○ 定期試験期間外に実施された定期試験に代わる試験を何らかの理由で受けられなかった者は、その理由を担当教員に申し出てください。この場合の取り扱いは各授業担当教員の判断にまかせられていますが、必ずしも追試験に準じ、定期試験期間外の追試験が認められるとは限りませんので注意してください。

＜再試験＞（歯学部試験実施細則第4条）

定期試験又は追試験に合格しなかった者に対して、再評価のため行われる試験のことです。

再試験は1回を限度として、学期末の定期試験時に実施しますが、授業科目の開講される年次によっては他の時期に実施されます。この場合においても当該科目の再試験は1回を限度とします。なお、再試験に合格しなかった者は、当該授業科目を再履修（専門教育科目の再履修に関する申し合わせ第1項第3号）しなければなりません。

5 成績評価

成績評価（規程第12条）は、個別評価で行います。

個別評価は一つの授業科目について受験資格取得後、試験の結果、AA（90点以上）、A（89点～80点）、B（79点～70点）及びC（69点～60点）の成績評価を受けた者について、当該授業科目に合格したものと判定する方法です。なお、成績の疑義申立てがある場合は定められた期限までに申請することができる。（P97参照）

6 試験結果の発表

試験結果の発表（同細則第6条）は、原則として試験終了後一週間以内に掲示により通知しますので、本人が確認してください。見落とし、誤認等がないよう十分注意してください。また、成績結果に疑義がある場合は、発表後一週間以内に担当教員に問い合わせてください。

7 試験受験上の注意

- (1) 不正行為と見なされるような態度をとってはいけません。
- (2) 不正行為を行った事実の認定が歯学部学生委員会で行われた場合は、学則及び関係規則等によって厳重な処分（その期に履修した全授業科目の試験を無効とする等の処置）を行います。

- (3) 受験する者は、試験開始時刻以前に着席し、学生証を指示された場所（机上右上）に置いてください。
- (4) 学生証を提示しない者は、試験を受けることができませんので、万が一学生証を忘れた者は、試験開始前に学務係に申し出て、仮学生証の交付を受ける必要があります。
- (5) 試験室に入室する際は、携帯電話を始めとする通信機器の電源を必ず切ってから入室してください。
- (6) 入室後は、指定された場所（履修番号順）に着席してください。
- (7) 答案用紙の配布を受けたときには、必ず「履修番号・氏名」を所定の箇所に記入してください。無記名の答案は、無効となる場合があります。
- (8) 試験開始後20分までの遅刻者は、入室を認めます。ただし、試験時間の延長はしません。
- (9) 試験開始後20分以上遅刻した者で、正当な理由と証明があり、審査のうえ承認された場合に限り追試験を認めますが、試験時間の誤認や寝過し等のため受験できなかった者は、追試験を認めません。
- (10) 試験開始後20分以内の退室は、認めません。
- (11) 試験中は、鉛筆・消しゴム・その他の貸借を禁止します。
- (12) 試験中は、下敷の使用は認めません。ただし、やむを得ない場合は、監督者の許可を要します。
- (13) 受験に際しては、出欠席調査を行いますので、受験する者は、解答の可否にかかわらず、必ず答案用紙を監督者に提出しなければなりません。また、答案用紙は絶対に持ち帰ってはいけません。
- (14) 答案用紙は、指定された教卓上に各自提出し、他人に依頼してはいけません。
- (15) 上記のほか、試験室においてはすべて監督者の指示に従ってください。

8 不正行為に関する処置

考査において不正行為を行った者には、「長崎大学歯学部試験実施細則」及び「長崎大学歯学部の授業科目の試験における学生の不正行為に関する申し合わせ」により必要な処置が行われます。

不正行為の事実が認定された場合は、同細則に規定するとおり、**その期に履修した専門教育科目の全授業科目についてその考査を無効とする取り扱いになりますので、不正行為または不正行為と疑われる行為を行わないよう十分に注意してください。**

ここでいう考査とは、「1 考査」に示されているものです。

9 共用試験について

医師や歯科医師を目指す学生諸君は、医学・歯学を学ぶ上で、患者さんに直接接して、臨床技能と態度を修得することが求められますが、そのためには、医学・歯学に関する基本的な知識と共に、患者さんと接するための最低限の技能と態度を身につけておくことが必要です。

共用試験の役割は、未だ医師や歯科医師の資格を有していない医学生や歯学生が、診療参加型臨床実習で医行為を行うにあたり、それを許容できる能力や適性を有していることを、診療参加

型臨床実習でご協力いただく患者さんやご家族や地域社会に示す試験です。そのために厳正に実施されるこの試験に合格できない学生は、診療参加型臨床実習に参加することは許されません。なお、この試験については、医学系は公的試験(準国家試験)とすることが決まり、歯学系でもその方向で検討が進んでいます。

臨床実習開始前に到達しておくべき知識・技能・態度のレベルが、モデル・コアカリキュラム：教育内容ガイドラインとして提示されています。共用試験は、このガイドラインに準拠して、臨床実習前に、1) コンピューターを用いた知識に関する客観試験 (Computer Based Testing CBT) によって知識の総合的理解度を、2) 客観的臨床能力試験 (Objective Structured Clinical Examination OSCE) によって基本的臨床技能と態度を評価するもので、学生の知識と技能・態度が臨床実習に参加可能な一定水準以上に到達していることを確認するためのものです。

これらは2006年の開始以来十数年を経て、国民・社会から一定の評価を得ることができました。そこでもうひとつの共用試験の役割として、医学生や歯学生が、診療参加型臨床実習により、医学部・歯学部の卒業を許容できるレベルの臨床能力を修得していることを、社会・国民に示すことが求められています。学生が、臨床実習により医学部・歯学部の卒業を許容できるレベルの臨床能力を修得できているかを評価する試験が診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（歯学系ではPost Clinical Clerkship Performance Examination Post-CC PXと呼ばれます）です。

本学部では、5年生後期からの臨床実習に参加し、修了するために上記の共用試験すべてに合格することを含め、明確な取り決めがあります（学生便覧参照）。

1. 臨床実習を開始してよいと判断できる能力を修得しているか

医学系、歯学系共通：臨床実習開始前のCBT・OSCE

2. 臨床実習で医・歯学部を卒業させてよいと判断できる臨床能力を修得しているか

医学系「診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC OSCE）」

歯学系「診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX）」

1) 臨床実地試験 (Clinical Practice Examination : CPX)

2) 一斉技能試験 (Clinical Skill Examination : CSX)

VI 歯学部専門教育の内容

VI 歯学部専門教育の内容

1 基礎系専門教育の内容

(1) 頸顔面解剖学（A棟6階）

○ 教育スタッフ

准教授 小山田 常一

○ 授業科目

骨学及び同実習、解剖学及び同実習、口腔解剖学及び同実習、臨床解剖学

○ 担当する学問領域

解剖学は生物体の正常な形態と構造及びその意味を研究する学問である。解剖学では、人体を構成する全ての器官系の肉眼的形態と構造および機能的相互関係を理解する。口腔解剖学では、歯および歯列の形態と構造について詳細に理解する。臨床解剖学では頭頸部の局所解剖学構造を統合的に理解する。

○ 主な研究課題

歯を中心とした頸顔面領域の形質人類学、歯の進化、口腔領域の古病理学に関する研究を中心として行なっている。歯の人類学的研究においては、歯の形態の時間的・空間的変異をもとに、集団の起源、拡散、移動、置換、進化などについて分析を行っている。また人骨から抽出されたミトコンドリアDNAの分析を行い、人類地域集団の系統解析を行っている。

○ 教育目標

解剖学を学ぶことによって歯科医学の基礎となる知識を習得するとともに、人体の構造と機能について関心を深め、主体的学习への動機付けとなることを目指す。系統解剖学実習においては、解剖学的知識の習得ばかりでなく、歯科医学に携わる者として生命に対する尊厳について理解することを目標とする。

○ 授業内容

総論、骨学、筋学、内臓学、脈管学、神経学、感覚器学の系統解剖学講義を通して各系統について理解したうえで、解剖学実習を行うことによって各系統の知識を整理し、総合的な解剖学的知識を修得する。また、歯の解剖学講義で得た知識を歯の鑑別実習で確認し、個体間変異や集団間変異についての理解を深める。統合科目である臨床解剖学ではそれまでに修得した知識をベースに専門領域である頭頸部の局所解剖学的構造を講義・解剖実習を通して理解し、統合的知識を修得する。

○ 特記事項

解剖実習の御遺体は、尊い御遺志によって医学・歯学の発展のために御献体されたものであって、その崇高な御心は何ものにも代えがたいものである。従って、御遺体の尊厳を決して損なわず、また礼を失することがないように心がけること。

(2) 細胞生物学（A棟3階）

○ 教育スタッフ

准教授 松下祐樹
助教 森石武史
助教 野口東美

○ 授業科目

発生学、組織学及び同実習、口腔組織学及び同実習

○ 担当する学問領域

当分野は、分子生物学と細胞生物学を基盤にし、発生学と組織学を担当する。発生学は、人体を構成する器官の「正常な成り立ち」を理解する学問である。組織学は、生物の形態や構造を扱う解剖学の一部をなし、組織や器官の「正常な構造と機能」を理解する学問である。人体の正常な成り立ちと構造を理解した上で、組織の形態と細胞の分化・機能を分子レベルで相関させ、その奥にある生物学的な法則性を理解することが求められる。

○ 主な研究課題

骨格系（骨・軟骨）や歯を対象に、①「骨と歯における幹細胞の挙動の時空間的解明」と、②「骨の幹細胞を基軸とした、骨再生やがんの進展メカニズムの解明」の二つを研究の基本方針とする。具体的には、様々な遺伝子変異マウスを使って幹細胞を蛍光標識し、幹細胞の運命を追跡し、骨再生、がん進展機構に関与するかを明らかにし、最終的には治療法の開発を目指している。さらに、情報科学、工学、化学、臨床医歯学など様々な研究領域を融合させ、新規生命現象の解明を目指している。

○ 教育目標

発生学と組織学を通じて、組織や器官の発生過程、構造と機能を理解することは、疾患を理解するための基盤となる。正常な状態を理解することで、異常な状態（疾患）を識別し、正常な状態に回復させることができる。正常な細胞機能・分子機能と対比して疾患を捉え、病理変化を正確に判断するための基盤の習得を目指す。また、組織の成り立ち、構造、機能に関する分子レベルでの統合的理解が、新しい治療法の開発につながることも理解する。

○ 授業内容

2年次に発生学、組織学及び同実習を行う。発生学では、生殖子の形成から受精、胚子の着床、それに続く各器官の発生と成熟について講義を行う。また、正常な発生過程の障害に起因する代表的な先天異常にても学ぶ。組織学及び同実習では、組織の種類と全身の各器官の構造的・機能的特徴について、講義、および各臓器の組織標本を実際に顕微鏡観察することにより理解する。そして、3年次の口腔組織学及び同実習で、2年次に得た組織学的基礎知識を基盤にして、口腔内と周囲の器官の組織学と歯の発生学を重点的に学ぶ。

(3) 加齢口腔生理学（A棟4階）

○ 教育スタッフ

教 授 中 村 渉

○ 授業科目

生理学、口腔生理学、生理学実習

○ 担当する学問領域

生理学は、生命の仕組み（メカニズム・機構）を自然科学的に理解する学問です。口腔領域の専門家として、生体の機能を理解しましょう。

○ 主な研究課題

生体のあらゆる生理機能には機能亢進する時間帯と低下する時間帯があります。適切な機能を適切な時間帯に配分するのが体内時計と呼ばれる生理機能です。活動と睡眠、口腔機能、摂食機能、等々あらゆる生理機能のタイミングを制御する中枢神経機構を解明します。

○ 教育目標

将来、歯科医師になるとともに、歯科口腔医学者、広義には生命科学者として通用するだけの素養を身に付けます。「木を見て森を見ず」「歯を見てヒトをみず」におちいることのないよう、生体を俯瞰する醍醐味を経験してください。

○ 授業内容

正常な生体機能が発揮されるためには、生体を取り巻く環境が一定範囲内でなくてはなりません。そのため生体機能は身体内・外の環境を一定に維持するように働きます（ホメオスターシス）。内部環境維持のための呼吸・循環・代謝機能、そして外部環境に対応するのが動物特有の行動機能です。やや哲学的（Philosophy）ですが、生体（Physio-）を論理的（Logical）に理解することが生理学（Physio- + Logic = Physiology）です。

○ 特記事項

「何のために勉強するのか」を問いかけます。歯学部で学ぶことを志望した瞬間に立ち返り、意欲的に勉強してください。

(4) 口腔病理学（A棟 1階）

○ 教育スタッフ

准教授 藤田修一
助教 片瀬直樹
助教 永野健一

○ 授業科目

病理学総論及び同実習、口腔病理学及び同実習

○ 担当する学問領域

病理学はヒトの疾患の本態を明らかにする学問である。同時に病院において組織・細胞標本を光学顕微鏡等で観察し、診断を下すという臨床業務も担ってきたことから、顕微鏡による病理組織診断学を中心とした研究および教育がなされてきた。この病理学の社会的役割はまったく変わっていないので、今日でも病理学は形態学を主体とした学問領域であると言ってよい。一方、疾患による組織形態の変化を裏付ける分子細胞生物学的知見も急速に増加しているため、今日ではそれらの情報を含めて疾患の本態を究明する学問として病理学が成り立っている。病理学は基礎医学の1分野ではあるが、臨床分野でも多大に貢献している。病理学はその研究の成果を臨床医学・臨床歯学に結びつける、基礎と臨床の橋渡しをする学問として中心的な役割を果たしている。

○ 研究課題

口腔粘膜悪性腫瘍、歯原性腫瘍、唾液腺腫瘍などを対象として、形態学及び細胞生物学的方法を通じた研究を遂行している。病理学は外科的に切除された標本を実際に診断していることから、外科材料を用いた研究ができることが大きな強みであり、また、病理学にはこうした貴重な標本を用いて歯科医学の発展に貢献する責任もある。口腔病理学分野のスタッフは日常の病理組織診断や細胞診を行いながら、疾患の病態のメカニズムを明らかにする目的で、病理組織学的及び分子細胞生物学的手法を用いて積極的に研究を行っている。

○ 教育目標

歯科医師として医療現場に出た時に、患者の疾患の発生過程や病態の変化を理論的に熟知していることは非常に重要である。これは正しい診断、適切な処置・治療に結びつく。病理学総論では、口腔を含めた全身でみられる共通した基本的な病的変化を学び、口腔病理学では各種の頸・口腔疾患の原因、それに基づく疾患の発生、病態を正しく理解できるようになることを教育目標としている。病理学では難解な専門用語が多いが、正確に理解し、臨床の場でコミュニケーションの際に使うことができることも大事である。

○ 授業内容

3年次前期では病理学総論の授業を行う。ここでは基本的な病理変化を口腔領域に限らず全身臓器を対象として講義と顕微鏡観察実習を行う。後期は病理学各論として、歯学部の学生のみが学ぶ分野である口腔病理学の授業を行う。将来、歯科医師として対処しなければならない疾患を中心として講義・病理組織実習を行う。

(5) 口腔病原微生物学（C棟5階）

○ 教育スタッフ

教授 内藤 真理子
准教授 庄子 幹郎
助教 哲翁 ふみ

○ 授業科目

微生物学、口腔微生物学、口腔微生物学実習（微生物学実習を含む）

○ 学問領域、教育目標

口腔病原微生物学教室が担当する領域は、細菌学、ウイルス学、免疫学（それぞれ口腔関連領域を含む）であり、いずれも臨床医学と密接な関係を持っている。当教室では、これらを便宜的に微生物学、口腔微生物学、口腔微生物学実習（微生物学実習を含む）の3科目に分けて授業・実習を行う。細菌、ウイルス、真菌について説明し、口腔内感染症については詳しく解説する。また感染症の発症機序と対策の解説も行う。口腔微生物学実習では、口腔細菌の分離培養、光学顕微鏡による形態の観察と細菌の生化学的性状から細菌の同定、真菌の形態観察などの実習を行う。また感染症対策の基本である手洗い、消毒の手技の習得を行う。

○ 研究課題

当教室は、歯周病と関連の深い口腔偏性嫌気性細菌の歯周病原性に関する分子遺伝生化学的解析や骨代謝系や血管系の恒常性に影響を与える細菌由来成分やサイトカインの作用機構の解明を中心に研究を行っている。さらに微生物が、生息域の酸素の増減などの各種のストレスに対してもいかに対応しているか、生体側は微生物の侵入に対してもいかなる戦略で対応するかなどについても解析を行っている。とくに歯周病細菌 *Porphyromonas gingivalis*, *Prevotella intermedia* の病原性に関してのゲノム解析やタンパク分解酵素の輸送・分泌（IX型分泌機構）の解析を行っている。

○ 授業内容

微生物学を学ぶにあたっては、つねに他の教科、とくに病理学、生化学、薬理学、組織学、生理学等で得た知識との統合を心がけ、臨床歯学との関連性をつねに念頭におくべきである。

(6) 歯科薬理学（A棟5階）

○ 教育スタッフ

教授 筑波 隆幸
助教 坂井 詠子, 山口 優

○ 授業科目

薬理学及び同実習、歯科薬理学

○ 学問領域、教育目標

薬理学は、薬物を投与した時に、生体に起こるさまざまな相互作用によって生ずるメカニズムについて研究する学問です。従って、薬理学の知識は、医療における薬物治療の基礎となるものです。授業科目としては、薬理学、歯科薬理学、薬理学実習の3つに分けて行います。

○ 授業内容

薬理作用や作用機序を知るためにには、生体に関する知識が不可欠となります。そのためには、解剖学、組織学などの形態学的部門、生理学、生化学などの機能学的部門などを履修した後に、薬理学の講義を受けることになります。

カリキュラムとしては、薬物の作用機序、生体内動態などの一般的薬理学を学んだ後、さらに実験動物を用いた薬理学実験で講義内容を確認します。後期には、歯科臨床に関係の深い歯科薬理学の講義へと続きます。

授業では、細かな薬物名を多く覚える事よりも、むしろ薬物の原型（プロトタイプ）が、どのようにして薬理効果を発揮するのかという事に重点をおいて講義します。これにより、卒後に新しい薬物が誕生しても、充分に対応できる能力が養えると考えています。

○ 研究課題

歯科薬理学では、細胞内に存在するリソソームの機能と病態について研究を行っています。リソソームには様々な加水分解酵素が含まれており、リソソームの機能異常は、様々な病態を引き起します。リソソーム機能を制御する分子、特に歯科領域と関連の深い遺伝子やタンパク質の解析を通じて、新しい創薬のターゲットを探してゆきたいと考えています。

(7) 生体材料学（C棟5階）

○ 教育スタッフ

教授 渡邊 郁哉
准教授 阿部 薫 明
助教 Valanezhad Alireza

○ 授業科目

歯科理工学Ⅰ, 歯科理工学Ⅱ, 歯科理工学Ⅲ, 歯科理工学実験

○ 学問領域、教育目標

歯科材料には合成樹脂やゴムなどの高分子材料、陶材やセメントのようなセラミック材料、金合金やチタン合金などの金属材料、およびこれらの異種材料を組み合わせた複合材料がある。一方、使用法によって歯科材料を分類すると、義歯などのように口腔内で長期間にわたって使用されるもの、印象材などのように一時的に口腔内で使用されるもの、さらに鋳造時の鋳型として使用される埋没材などのように口腔外で使用されるものがある。このように材質の点でも使用法の点でも広範にわたる歯科材料について、組成、化学反応、物性、特徴、取扱い上の注意点などについて学習する。さらに歯科診療や歯科技工の現場で日常的に用いられる種々の器械・器具類の取り扱い方などについても学ぶ。

歯科材料・器械類は歯科医療の様々な場面で重要な役割を果たしており、基礎系や臨床系諸科学と密接な関連を持っている。したがって患者に対して高度な歯科医療を提供するためには、歯科材料や器械・器具類の性質を熟知するとともに、最も優れた性質を引き出す技能を身につけることが大切である。

一般に歯科材料は、常温付近での化学反応に伴う物性変化や、高温で熱処理を行うことにより生じる物性変化などを巧みに利用しているものが多い。このため、歯科材料の性質をよく理解するには、その材料の組成や微視的構造に立ち返って因果関係を把握する科学的な目を養うことが大切である。

○ 研究課題

当分野で行っている研究の主なものは次の通りである。

1. ナノ多孔質シリカ粒子を用いた抗菌剤徐放性歯科修復材料の開発
2. 外部刺激により必要なタイミングで薬剤を放出するインテリジェント DDS 材料の開発
3. 金属アレルギーリスク低下を目指した歯科用合金表面への単分子超薄膜の形成
4. インプラント材料や歯内療法材料、矯正用材料の各種特性評価
5. ジルコニアインプラントへの表面改質

(8) 分子腫瘍生物学（旧・分子硬組織生物学）（A棟6, 7階）

○ 教育スタッフ

教 授 伊 藤 公 成
助 教 大 谷 昇 平
助 教 上 野 智 也

○ 授業科目

細胞生物学入門I, 細胞生物学入門II, 細胞生物学プラクシス, 生化学, 生化学実験

○ 担当する学問領域, 教育目標

分子細胞生物学および生化学は、今日の生命科学の発展を支えるもっとも根源的な学問領域で、生命現象の深い理解と最新のライフサイエンスの知見の把握には、その習熟が必須です。臨床を含め、歯科医学に携わる者の当然の義務として、分子細胞生物学および生化学を習得し、一定レベルの知識を身につける必要があります。当教室では分子細胞生物学および生化学の座学、ゼミナール、および実験・実習を通して、ライフサイエンスを理解し、その知見を臨床および研究活動に生かせるよう教育・指導します。

○ 主な研究課題

最新の分子生物学的、生化学的、および発生工学的手法を用いて、ヒト悪性腫瘍（がん）の発症・進展過程の分子メカニズムを解明し、その知見の臨床応用をめざしています。骨肉腫や舌がんを中心に、ヒト悪性腫瘍の発症の動物モデルとなる遺伝子改変マウスの解析を通じ、新規で普遍的な知見を世界に提供できるよう日々努力しております。さらに、新規抗腫瘍化合物（抗がん剤）の検索・同定を通して、抗腫瘍戦略を実践します。

○ 授業内容

主に以下の内容を担当し、授業、ゼミ、および歯学研究を展開します。

核酸およびタンパク質の特性および解析法、細胞の構造と構成要素、転写因子の機能と遺伝子発現調節機構、マウス発生工学、細胞内シグナル伝達機構、細胞増殖機構、細胞接着様式、細胞の腫瘍化機構；特にがん遺伝子・がん抑制遺伝子の機能。

(9) 歯科法医学（医学部基礎研究棟 6 階）

○ 教育スタッフ

助 教 山 下 裕 美

○ 授業科目

歯科法医学

○ 担当する学問領域

「歯科法医学」（或いは「法歯学」「法医歯科学」とも呼ばれる）とは、法医学の一分野で、生体及び死体を対象とした犯罪捜査や法律などに関連する歯学的事項を研究・応用する社会医学系の学問です。また、人体のなかで最も硬く腐敗しにくい「歯」に残された治療痕や個々の口腔内所見は、身元不明者の個人識別に寄与できることから社会貢献が期待できる学問である。

○ 教育目標

基礎的な法医学的知識を学習し、身元不明死体の個人識別を行う際の基本的な方法や考え方、虐待の早期発見・防止への理解など、歯科医師として幅広く社会に貢献できる人材を育成できるよう教育・指導します。

○ 研究課題

当分野で行っている主な研究は以下の通りです。

1. 匂い識別AIを活用した新規アルコール検知器の開発
2. 歯科所見を用いた個人識別
3. 児童虐待、長期虐待に関する研究

○ 授業内容

歯科医師として臨床現場で必要な法医学的知識を総論と各論に分けて習得し、法科学検査、関連法規についても学びます。また、過去の様々な大規模災害の事例を通して、歯科所見を用いた個人識別の方法を習得します。

(10) フロンティア口腔科学（A棟2階）

○ 教育スタッフ

教授 門脇 知子
准教授 佐藤 啓子
助教 小野寺 貴恵

○ 授業科目

口腔生化学、細胞生物学入門Ⅰ、Ⅱ(一部)、細胞生物学プラクシス(一部)

○ 担当する学問領域

口腔生化学は、口腔内の生命現象を分子レベルで理解しようとする学問です。口腔組織は小さいながらよく分化した組織であり、歯牙、骨、軟骨、歯肉、粘膜、皮膚、血管、結合組織、筋肉、唾液腺など多彩な組織を対象としています。これら組織における分子・細胞生物学的知識を身につけます。他の歯科基礎医学とも密接に関連していることを理解して、種々の学問の複合的理解を深めましょう。

○ 主な研究課題

炎症性疾患・免疫応答をテーマとし、具体的には次の3つの課題を研究しています。

①細胞小器官および小胞輸送の機能と病態について

免疫系組織や神経系組織における細胞小器官の機能や小胞輸送を解析し、それらに異常が生じた場合の様々な病態を研究しています。

②バイオフィルム形成の分子機序について

口腔細菌の滑走運動システムとバイオフィルムの拡張について解析し、歯周病細菌叢の病原性を制御することを目指しています。

③歯周病細菌が全身に及ぼす影響について

歯周病細菌由来因子が、生体機能を傷害し、全身疾患と相互作用することを、実験系を用いて分子レベルで解明します。

○ 教育目標

多彩な生命現象を、他の基礎医学（組織学、生理学、細菌学、病理学、薬理学など）とも関連づけて理解する能力を養います。これらの基礎医学的知識を基盤にして、臨床上の課題に取り組むことができ、生命科学の進歩に貢献する歯科医師、研究者を育成します。

○ 授業内容

口腔生化学の内容は、1年次の細胞生物学入門Ⅰ・Ⅱ、細胞生物学プラクシス、2年次の生化学の基礎の上に、これらを発展させたものです。そのためこれらと重複する部分については、演習形式の授業を増やし、応用力を養い理解を促します。口腔生化学では、特に口腔領域についての生体関連物質やその代謝について理解することによって、それらが歯科領域の疾患や治療にどのように関連するか、臨床系科目への基盤としての視点をもちながら、生命現象を学びます。また特別講義により、口腔領域の最新の研究にも触れます。

専門教育の内容

(臨 床 系)

2 臨床系専門教育の内容

(1) 口腔保健学（病院本館8階）

○ 教育スタッフ

准教授 五月女 さき子

助 教 川下 由美子

○ 授業科目

予防歯科学及び同実習、衛生学及び同実習、社会歯科学、医学統計学、歯科医療管理学、離島歯科医学

○ 担当する学問領域

担当する領域は予防歯科学（口腔衛生学）・社会歯科学・衛生学・公衆衛生学であり栄養学を含む。臨床予防歯科を基に、その応用は集団—社会と広範囲であり、座学および実習を通じて個人—集団—社会と歯科分野の連携をはかるための知恵を身につける。

○ 主な研究課題

1. 口腔疾患とその要因や、全身の健康状態との関連についての疫学的研究
2. 国家統計調査による口腔と全身との関連性の分析
3. 地域における歯科保健事業の評価、および公衆衛生システムに関する研究
4. 周術期口腔機能管理に関する研究
5. 薬剤関連頸骨壊死に関する研究
6. 要介護高齢者口腔機能と肺炎予防に関する研究
7. 畦島地域高齢者の口腔と全身に関する研究

○ 教育目標

目標は歯科医師として必須の予防歯科に基本的な知識と技術を習得させることである。

口腔に関する知識だけでなく、歯科医師とし必要な法律や制度の知識を得ること、また地域や集団への予防を実践するための地域連携に関する知識を得ることを目標とする。実習を通して、口腔保健の立案・計画、学校歯科健康診断に対する方法や技能を取得することも目標とする。

○ 授業内容

予防歯科学（口腔衛生学）では、齲蝕・歯周疾患の予防、フッ素と歯科保健、プラークコントロール、口腔疾患の指標（齲蝕、歯周疾患、口腔衛生状態等）について、衛生学・公衆衛生学では、感染症の予防、環境衛生、栄養学と食品衛生、産業衛生について、社会歯科学では、人口問題と疾病統計、疾病予防と健康増進、医療計画と医師・歯科医師の責任、地域保健と地域医療・福祉、地域歯科保健（母子歯科保健、学校保健、成人歯科保健、老人歯科保健）について、医学統計学では、医学的問題を対象とした統計学の基礎について、講義と実習を行う。また、公衆歯科保健（乳幼児歯科保健、学校歯科保健、成人歯科保健）の活動現場を体験することで地域における歯科保健の状況を理解する。

(2) 歯科矯正学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教授 吉田 教明
准教授 佛坂 斎祉
講師 濱中 僥
助教 富永 淳也, 森田 幸子, 小牧 博也

○ 授業科目

歯科矯正学及び同実習

○ 担当する学問領域

歯科矯正学は顎顔面の正常な成長発育を研究し、その不正な成長発育によって生じる咬合の不正、顎骨の異常、ならびに顔面の不調和などを改善するとともに、それらの不正状態の発生の予防をはかる歯科医学の一分野である。すなわち、顎顔面頭蓋の成長発育の知識を基盤として、幼児から成人に至る咬合の管理を司る学問である。

○ 主な研究課題

不正咬合による顎顔面領域を形態と機能の両面から把える。さらに矯正力を作用させた場合の歯列、咬合、顎の成長の変化及び歯の移動機序を解明することを研究課題としている。現在、行われている研究テーマの主なものは、次のようなものである。

- (1) 摂食・嚥下機能発達のメカニズム解明
- (2) 矯正力による長期的歯の移動シミュレーションの開発
- (3) 歯の移動時の歯根吸収のメカニズム解明
- (4) 人工知能（A I）を適用した矯正診断・治療支援システムの開発
- (5) 矯正力による歯の移動のバイオメカニクス
- (6) 生体工学・生体力学的手法を用いた歯の移動動態の解析
- (7) 矯正治療期間を短縮するための効率的歯牙移動メカニクスの開発
- (8) メカニカルストレスによる破骨細胞分化誘導制御機構の解明
- (9) 歯列形態および顔面形態の 3 次元計測法の開発

○ 教育目標

歯科矯正学の講義で矯正学の大綱を知り、基礎実習で簡単な矯正装置の製作、さらに臨床実習で患者の症例分析と診断の仕方を学ぶ。

そのようなことで、卒業後、歯科矯正に関する相談に応じたり、簡単な症例の治療が手がけられる程度の知識と技術が修得できることを目標としている。

○ 授業内容

第 4 年次に

- (1) 概論として、全身及び顎顔面頭蓋の成長発育、咬合論、病因論
- (2) 診断学では、不正咬合の分類、検査法、症例分析
- (3) 治療学では、治療方針の立て方、器具及び材料、矯正装置及び治療法などについて講義を行う。また、基礎実習では、線材の鐘着及び屈曲、簡単な矯正装置の製作及び歯の移動観察を行う。

第 5・6 年次に

臨床実習として、各自の模型分析あるいは患者の症例分析などを通して、総合診断を行い、治療方針の立て方及び実際の矯正治療との結び付きを学ぶ。

(3) 小児歯科学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

准教授 田上 直美
助 教 日高 聖, 川崎 華子

○ 授業科目

小児歯科学及び同実習

○ 担当する学問領域

小児歯科学とは、成長発達過程にある小児を対象とする歯学の一分野である。発育途上にある顎口腔系器官の正常な発育を見守り、これを障害するう蝕などの口腔の疾患や異常の早期発見に努め、これらの疾患の予防や治療を行ながら、永久歯列の発育を管理して、健全な口腔の機能が営めるように完成を図り、小児の全身的発育と健康に寄与することを目的とする。

○ 主な研究課題

小児歯科においては小児に関する歯科学はすべて研究の対象となる。当分野では以下のような課題の研究を主に行っている。

- (1) う蝕病原性細菌の病原因子に関する研究
- (2) 口唇口蓋裂形成術後の咬合に関する研究
- (3) 心身障害及び全身疾患有する患児の口腔管理に関する研究
- (4) 歯科治療時のリラクセーション効果に関する研究

○ 教育目標

小児歯科の目的である健全な永久歯列の育成のために必要な

- (1) 小児の肉体的および精神的な成長発達に関する知識を習得する。
- (2) う蝕や外傷などの小児歯科疾患に関する知識とその予防、処置法を習得する。
- (3) 小児の口腔の健康を維持し、適切な口腔管理を行う知識、技能、態度を習得する。

○ 授業内容

小児の心身の発育、顔面及び顎の発育、歯の発育と異常、歯列及び咬合の発育と異常、口腔機能の発達、乳歯及び幼若永久歯の特徴、小児のう蝕、小児の歯周疾患、小児の口腔管理計画、小児のマネージメント、乳歯並びに幼若永久歯の外傷、小児の虐待、小児う蝕の予防、乳歯及び幼若永久歯の歯冠修復、乳歯及び幼若永久歯の歯内療法、小児の外科的処置、保険と咬合誘導、小児全身疾患と歯科診療、心身障害児の歯科診療

○ 特記事項

“歯を治療するのではなく患者を治療する”：歯だけにとらわれず、小児をとりまくすべてのものに心を配ることが必要である。

“子どもが歯医者嫌いになつたらむし歯が治っても治療は失敗”：小児歯科は、ヒトが人生において最初に出会う歯科である。したがって、小児歯科での対応は一生の歯科保健を左右することになる。

(4) 保存修復学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教 授

准教授 平 曜輔, 山田 志津香

講 師

助 教 介田 圭, 江越 貴文

○ 授業科目

保存修復学, 保存修復学実習, 接着歯学, 冠橋義歯学, 臨床歯科器材・薬剤学, 高齢者歯科学, 臨床歯学研究概論, グローカルインターラッププログラムなど

○ 担当する学問領域

歯科保存学は、齲蝕、歯周病などの予防・管理・維持を通して、歯の健康を保つことを目的とした学問であり、疾患の対象によって三つの分野に分かれている。

- (1) 保存修復学
- (2) 歯内治療学
- (3) 歯周治療学

当部門は、このうちの保存修復学（齲蝕をはじめとする歯の硬組織疾患の治療を主体とする学問）に加えて、接着歯学（接着性のある歯科材料を応用した治療法を考究する分野横断的な学問）を主に担当している。

○ 主な研究課題、教育目標

過去数十年の間に、医療界では疾患・医師中心主義（DOS）から問題・患者中心主義（POS）へのパラダイムシフトが起きた。また、根拠に基づいた医療（EBM）の重要性が広く認識されるようになった。そして我々が担当する保存修復学の領域では、青少年における齲蝕の発生が著しく減少する一方で、高齢者において根面齲蝕が増加し、その対処法の確立が喫緊の課題となっている。

齲蝕の治療に関しては、GV Blackが確立して100年以上不变であった窓洞形成・修復法から脱却し、カリオロジー（齲蝕学）の研究成果や接着性修復材料の進歩に基づいて21世紀初頭に提唱されたMI（ミニマルインターベンション：できるだけ歯を削らない最小限の侵襲による治療）が徐々に浸透、定着してきている。

以上のような背景のもと、当部門では齲蝕治療の成績向上やMIの実践に欠かせない、歯と修復材料の接着に関する研究（象牙質、エナメル質、歯科用金属、セラミックス、樹脂のそれぞれに有効な表面処理の開発）ならびにエビデンスを得るための臨床研究（修復物がどれくらいもつか、再治療の原因、齲蝕や歯質欠損の進行速度評価など）を行ってきた。これらを通して超高齢社会における健康長寿への貢献を目指している。

さらに学生教育においては、歯科医学の基本である齲蝕治療を適切に行うための知識を得ることはもとより、進歩する歯科医療技術、変動する社会や医療環境に対応できるように、生涯学習の態度やリサーチマインドを身に付けることを目標としている。

○ 授業内容

疾患の実態、診断や処置に関する講義と並行して、マネキン（人間頭部の模型）に装着した顎模型を用いて、臨床で行う治療条件を模した基礎実習を行う。これらの各ステップに合格した学生は本学病院歯科系診療部門の虫歯治療室にて、指導教員のもとで定められた規則に基づき、実際の患者を対象にした臨床実習を行う。

保存修復学は実習の占める割合が大きく、学生間で手技に差は出やすいが、講義内容を実践によって再確認し、将来、さまざまな症例へ適切な対応をしていくうえで不可欠な基本を身に付けることができるよう心がけてほしい。常に倫理・道徳観を持って、歯だけではなく患者を全人的にとらえるよう意識していくことが大変重要である。

(5) 歯周歯内治療学（病院本館8階）

○ 教育スタッフ

教授 吉村 篤利
准教授 岩下 未咲
講師 柳口 嘉治郎、坂本 英次郎
助教 尾崎 幸生、松裏 貴史

○ 授業科目

歯周病学、歯周病学実習
歯内治療学、歯内治療学実習

○ 担当する学問領域

歯科保存学は、齲蝕、歯周病などの予防・管理・維持を通して、歯の健康を保つことを目的とした専門分野であり、疾患の対象によって三つの分野に分かれている。

- (1) 保存修復学（狭義の齲蝕の治療を主体とする）
- (2) 歯内治療学（歯髄組織、根尖性歯周組織の疾患を扱う）
- (3) 歯周病学（歯周組織の疾患を扱う）

当分野では、このうち主として(2)および(3)の領域を担当している。

○ 主な研究課題

歯周病学領域においては、歯周疾患の病態並びに原因を明らかにするとともに、その成立機構を解明し、予防法並びに治療法を確立することを研究の主な目的としている。特に歯周病原細菌および歯石は歯周疾患の最も重要な原因因子とされており、数多くの研究がなされている。すなわち歯周病原細菌からなるプラークの歯周組織に対する為害性と歯周疾患の誘発機構、歯石の歯周組織における炎症促進作用などであり、その研究手段は、病理学、細菌学あるいは生化学的方法など多岐にわたっている。さらに、歯周疾患破壊および垂直性骨吸収に関与しているといわれる咬合性外傷の病態解明も、動物モデルを用いて研究を進めている。

歯内治療学領域においては、難治性根尖性歯周炎の病態解明および非外科的治療により治癒を促進する方法が研究されている。顕微鏡、CBCT、レーザーなどのエレクトロニクスを用いた診査・治療が、齲蝕・歯髄疾患の診断、電気的根管長測定、画像診断等に利用されている。さらに、歯根破折防止に向けた天然由来の生理活性物質による根管象牙質改質剤の開発および臨床応用を目指して、分子生物学的、生化学的検討を行っている。

○ 教育目標、授業内容

歯周病学・歯内治療学の学生教育は、大別して講義・基礎実習および臨床実習の3つに分けられる。講義では正常な歯髄・歯周組織の構造および機能を理解し、また歯髄・歯周疾患の原因、病態並びに歯髄・歯周疾患の治療に関する基礎的理念を学ぶ。基礎実習は歯髄・歯周疾患の治療に関する最も基本的な技術を、マネキン（人間頭部の模型）に装着した頸模型と相互実習で修得することを目的とする。これらの各ステップに合格した学生は本学病院歯科系診療部門にて指導教員のもとで患者さんを対象とした臨床実習を行う。臨床実習では、講義並びに基礎実習はもとより、関連分野から修得した歯髄・歯周疾患の予防並びに治療に関する知識と技術を駆使して実際の症例に対処することが必要である。

歯周病学・歯内治療学では歯の保存を大きく左右する大切な知識や技術が多数含まれる。これら修得することによって、将来、さまざまな症例へ適切な対応ができるようになるための基本的な能力を身に付ける。

(6) 口腔インプラント学（病院本館8階）

○ 教育スタッフ

教授 澤瀬 隆

准教授

講師 吉田 圭一, 尾立 哲郎

助教 右藤 友督, 張 曜旭, 小堤 涼平, 金子 遥

臨床教授 添野 光洋

臨床准教授 米澤 大地

○ 授業科目

冠橋義歯学及び同実習

口腔インプラント学（統合科目）

接着歯学（統合科目）

○ 担当する学問領域

口の重要な働きに物を食べる摂食の機能がある。担当するのは歯が抜けたりして噛めなくなった口を元の状態に回復できるよう、診断した上で治療する学問分野である。こうした分野を「歯科補綴（ほてつ）学」と称しており、専門用語辞典では「欠損（欠如、喪失）と異常を人工装置で修復し、形態と機能を回復し、継続疾患の予防をする」と定義されている。当教室では歯牙支持の固定性義歯である冠・橋義歯（かん・きょうぎし）を担当するとともに、インプラント（人工歯根）による欠損補綴をオーガナイズする。

○ 研究課題

補綴治療を行うのに必要な理論や方法を追求している。教室の主な研究課題は①インプラントの生体親和性ならびに生体力学、②生体材料の表面解析・改質、③接着歯学、④高分子・複合材料・セラミックスの創製、臨床応用などである。

○ 教育目標

目標は歯科医師として必須のクラウンブリッジの基本的な知識と技術を習得させることである。そのため4, 5, 6年生と授業形態を変化させながら順次レベルを上げて、継続して教育を行う。また併行して5年次からは接着歯学、口腔インプラント学についての基礎知識を学ぶ。口腔インプラントの習得のためには、卒後更なる研鑽が必要であるが、本科目はその入門として位置づけられる。

○ 授業内容

4年生の前・後期を通して講義と実習を併行し、補完しながらクラウンブリッジの理論を学びファントーム実習を行う。5, 6年生の臨床実習では実際の患者さんを対象としその実践を修得する。口腔インプラント学、接着歯学は関連各科教員によるオムニバス形式の講義と実習を行う。

(7) 歯科補綴学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教授 村田 比呂司
准教授 原田 佳枝
講師 鳥巣 哲朗
助教 吉田 和弘, 岡崎ひとみ, 森 智康, 野黒美麻由子

○ 授業科目

有床義歯補綴学及び同実習
高齢者歯科学, 臨床歯科器材・薬剤学, 頸口腔機能・解析学など

○ 担当する学問領域

歯科補綴学は歯・口腔・頸・その関連組織の先天性欠如・後天的欠損・喪失や異常を人工装置を用いて修復し、喪失した形態、または障害された機能を回復するとともに、継発疾患の予防を図るために必要な理論と技術を考究する学問である。当教室では歯科補綴学領域中の部分床義歯補綴学と全部床義歯補綴学を担当する。

○ 主な研究課題

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) リライン材および義歯安定剤の開発 | (5) 義歯のケア |
| (2) 頸口腔系の被調節性と機能的診断 | (6) 口腔機能低下への機能訓練処方 |
| (3) 歯科用材料アレルギー | (7) 咀嚼筋痛障害に対する運動療法 |
| (4) 補綴治療の臨床効果 | (8) 睡眠時プラキシズムのマネジメント |

○ 教育目標

4年次：有床義歯補綴学及び同実習において、部分床義歯補綴学と全部床義歯補綴学の理論と基礎技術を習得する。高齢者歯科学では必要な知識・基礎技術を習得する。

5年次：高齢者歯科学において、必要な知識および基礎技術を習得する。

6年次：臨床実習では、教官の指導のもと有床義歯（部分床義歯、全部床義歯）を中心に実習を大学病院で行うことにより基礎的な臨床能力を習得する。

○ 授業内容

有床義歯補綴学及び同実習

以下に示す理論と実践を学ぶ。

- | | |
|--------------------|------------|
| ①目的、意義、具備条件、特徴、適応症 | ⑦調整、修理 |
| ②支持機構、把持機構、維持機構 | ⑧リライン、リベース |
| ③構成要素、設計原理 | ⑨定期検診 |
| ④咬合様式 | ⑩種々の義歯 |
| ⑤咬合採得と下顎位、下顎運動記録法 | ⑪頸補綴 |
| ⑥製作に必要な基本的操作、製作過程 | ⑫インプラント義歯 |

高齢者歯科学

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①高齢者歯科学総論 | ④有病高齢者歯科治療における注意点 |
| ②高齢者のための社会保障制度 | ⑤摂食・嚥下障害 |
| ③高齢者に多く見られる全身および口腔疾患 | ⑥高齢者の口腔ケア |
- 学外講師による特別講義も開講する。

その他、オムニバス形式で、臨床歯科器材・薬剤学などを担当する。

(8) 口腔顎顔面外科学（病院本館8階）

○ 教育スタッフ

教 授 山田 朋弘

准教授 川崎 五郎

講 師 鳴瀬 智史, 三浦 桂一郎

助 教 緒方 絹子, 森下 廣太, 大森 景介, 原 昌士, 福嶋 大将

○ 授業科目

口腔外科学Ⅰ, Ⅱ及び同実習

○ 主な学問領域

口腔領域には先天性、あるいは後天性にさまざまな疾患が発生する。特に悪性腫瘍（口腔癌）の治療では、根治性とともに術後の審美障害や機能障害を最小限にし、患者のQOLを保ちながら早期の社会復帰を目指すことが重要である。

悪性腫瘍の他にも顎変形症や口蓋裂、外傷などは、咀嚼、摂食、嚥下、構音などの口腔機能に大きな影響を及ぼしうる。そして、その治療に関しては、常に顔貌の審美性への配慮も必要となる。口腔外科ⅠおよびⅡでは、以上のような各種疾患に対する標準的治療法について学ぶとともに、口腔の機能と形態の維持あるいは再生を図るための知識を学ぶ。

○ 研究課題

口腔癌や顎変形症をはじめとしたさまざまな口腔疾患のより良い治療法の開発を目指した研究を目指している。具体的には現在下記のテーマについてクリニカルクエスチョンを解決すべく基礎的および臨床的研を行っている。

- (1) 口腔癌の治療に関する基礎的・臨床的研究
- (2) 口腔癌の分子標的治療開発に関する研究
- (3) 顎顔面の変形症や先天異常に関する基礎的・臨床的研究
- (4) 薬剤関連顎骨壊死に関する研究
- (5) 顎口腔の再建に関する基礎的・臨床的研究
- (6) デジタル技術を用いた治療支援システムに関する研究

○ 教育目標

種々の口腔外科的疾患の診断や治療の概要、標準的治療法に関する知識を習得する。さらに、一般歯科を行う上で必要な全身管理に関する知識を身につける。また、採血や縫合など、口腔外科の基本的な手技について技能を身につける。

○ 授業内容

口腔外科学総論、診断学、口腔顎顔面の奇形、粘膜疾患、外傷、良性腫瘍、悪性腫瘍、囊胞、神経疾患、顎変形症、唾液腺疾患、顎関節疾患、周術期管理などについて講義や実習を行う。

(9) 口腔診断・情報科学（病院本館8階）

○ 教育スタッフ

教授 角 美佐
准教授 高木 幸則
助教 片山 郁夫, 佐々木 美穂, 榎田 智

○ 授業科目

歯科放射線学及び同実習

○ 担当する学問領域

口腔診断・情報科学分野では、「歯科放射線学」を担当する。「歯科放射線学」は、放射線物理学、放射線生物学、各種画像検査の理論と診断学、放射線治療学を含む。

○ 主な研究課題

- 1) 頭頸部領域における様々な病変の画像診断能の向上を目指して、MRI, CT, PET/CT, 超音波など、様々な画像モダリティから得られる画像情報を用いた新しい定量的病態解析法の開発とその有用性について研究を行っている。とくに、唾液腺腫瘍や扁平上皮癌、悪性リンパ腫などの頭頸部腫瘍や薬剤性顎骨壊死、シェーグレン症候群をはじめとする自己免疫疾患を対象とした研究に重点をおいている。
- 2) 最近では、人工知能（AI）技術の一つである深層学習（Deep learning）を利用して診断法の開発を行っている。Deep learningでは、普段は人間が注視しない重要な特徴量を評価する可能性があり、人間の診断能を凌駕する可能性を秘めている。これまでの研究成果とDeep learningを組み合わせることで、画像診断の質と効率のさらなる向上を目指している。

○ 教育目標

- 1) 歯科医療において、放射線を有効かつ安全に利用し、適切な画像検査と診断を行うために必要な知識、技能および態度を修得する。
- 2) 歯・口腔顎顔面領域の画像検査を適切に行うために、基本的な知識、技能および態度を修得する。
- 3) 適切な歯科医療を行うために、歯・口腔顎顔面領域の画像診断能力を修得する。
- 4) 口腔顎顔面領域悪性腫瘍の放射線治療および治療患者の口腔管理の重要性を認識するために、放射線治療の基礎と実際を理解する。

○ 授業内容

4年生では、基本的な知識の修得を目指して、放射線物理学、放射線生物学、画像解剖学、CT・MRI・超音波検査・核医学検査など各種画像検査法の原理と診断学、マルチモダリティ診断学、放射線治療学、シェーグレン症候群を含む口腔乾燥症の診断と治療学等を主に講義形式で学ぶ。

5, 6年生の特別実習では、臨床能力の修得を目指し、以下の臨床実習を行う。

- 1) 実際の様々な症例（頭頸部領域の良性・悪性腫瘍、囊胞、骨折、炎症、全身疾患等）の各種画像検査（X線一般撮影、CT、MRI、超音波、核医学検査）の読影と診断実習
- 2) 各種画像検査見学
- 3) デンタル撮影実習

(10) 歯科麻酔学（病院本館 8 階）

○ 教育スタッフ

教 授

准教授 倉田 真治

助 教 岡安 一郎, 達 聖月

○ 授業科目

歯科麻酔学及び同実習

○ 担当する学問領域

歯科治療に欠くことのできない局所麻酔の基本的な知識と投与する技術やそれに伴う合併症, 全身麻酔の知識と技術を生かしての歯科医療時の安全な全身管理, すなわち, 心身障害児・者の歯科治療のための全身麻酔, 口腔外科手術のための全身麻酔, 偶発性の予防や歯科治療のストレス軽減を目的とする精神鎮静法及び救急蘇生と幅広い。さらに, 頸, 顔面, 口腔領域の痛みのコントロールを含む。

○ 主な研究課題

- (1) 口腔外科手術や歯科治療のための全身麻酔
- (2) 快適な新しい鎮静法の開発
- (3) 歯科治療時のストレス
- (4) 頸, 顔面, 口腔領域の痛み
- (5) 上気道の開通性

(11) 総合歯科臨床教育学分野（病院本館 12 階）

○ 教育スタッフ

総合歯科臨床教育学

教授 角 忠輝

准教授 近藤 好夫

助教 多田 浩晃, 藤山 理恵, 久松 徳子 (医療教育開発センター)

○ 授業科目

【学部教育】*印：当分野が科目責任者またはコーディネートを担当するもの】

学内早期体験実習（1年次・前期）、歯科医師のコンピテンシー I（1年次・前期）、学外早期体験実習（1年次・後期）、*歯科学のための生物科学（1年次・後期）、*歯科東洋医学（3年次・前期）、*災害口腔医学（4年次・前期）、*医歯薬共修授業（4年次・後期）、小児歯科学実習（4年次・後期）、*医療面接（5年次・前期）、*統合医療学（5年次・前期）、*摂食嚥下リハビリテーション学（5年次・前期）、*生活習慣病と口腔（5年次・前期）、*急性期医療（5年次・前期）、*在宅介護医療（5年次・前期）、臨床薬理学（5年次・前期）、*臨床実習（5, 6年次・通年）、*高次口腔医療学（6年次・後期）

【卒後教育】臨床研修（研修歯科医）

○ 担当する学問領域

歯学臨床教育として、歯科疾患を抱える患者を全身的・全人的に捉える態度、および問題解決志向に対する理解を深めつつ、歯科医師としての人格ならびにプロフェッショナリズムを涵養する。

○ 主な研究課題

- (1) 卒前、卒後の臨床教育
- (2) 医療行動学、医療プロフェッショナリズム
- (3) 頭頸部画像診断
- (4) 味覚異常の診断と治療、小児の味覚感度に関する研究、癌化学療法に伴う味覚異常に関する基礎および臨床研究
- (5) う蝕および歯周病の細菌学的解析
- (6) 嚥下機能と呼吸機能

○ 教育目標

- (1) 学内・学外早期体験実習 GIO：大学病院の歯科臨床（歯科系診療部門）の特色を理解する。医療職として必要な態度を涵養し、患者中心の多職種連携を体感することで、社会の求める歯科医師像について理解する。
- (2) 歯科学のための生物科学 GIO：人間のミクロからマクロにいたる諸器官の構造と機能の基礎を学び、ヒトの生命について理解する。人体の正常構造と機能の基礎的知識を習得し、病態への興味を引き出す。習得した知識から、病態について自らの力で考えることにより探求・解決能力を身に付ける。
- (3) 歯科東洋医学 GIO：患者満足度の高い良質な歯科医療を提供するために、東洋医学の概念を西洋医学に対比して理解し、統合医療を実践するために必要な基本的知識および態度を修得する。
- (4) 口腔災害医学 GIO：災害時に歯科医師として適切に行動するために必要な知識、技能及び態度を修得する。
- (5) 医歯薬共修授業 GIO：学習背景の異なる学科が枠を超えた学びの場を通じて、将来の多職種連携に繋がる幅広い医療と保健の視点を身につける。
- (6) 小児歯科学実習 GIO：小児歯科診療に必要な基本的技能、知識、態度をマネキンや模型を用いて習得する。
- (7) 医療面接 GIO：信頼関係を確立するためのコミュニケーションの重要性を理解し、その能力を身に付ける。
- (8) 統合医療学 GIO：西洋医学と比較しつつ医科歯科連携における東洋医学の役割を理解し、歯科臨床における重要性を認識する。
- (9) 摂食嚥下リハビリテーション学 GIO：摂食嚥下障害について理解し、基本的知識および対応方法を身につける。

- (10) 生活習慣病と口腔 GIO：生活習慣病が口腔の健康に及ぼす影響について学び、「口腔・全身健康学」の基礎となる知識、態度を修得する。
- (11) 急性期医療 GIO：急性期病院にて行われる周術期口腔管理を理解するために必要な基本的知識および態度を修得する。
- (12) 在宅介護医療 GIO：回復期、慢性期医療および在宅医療における「口腔・全身健康学」の広い知識を持ち、かつチーム医療および在宅・訪問歯科診療の重要性を理解し実践する。
- (13) 臨床実習 GIO：口腔の健康を通じて人の命と生活を守る歯科医師としての職責への自覚を高めるとともに、患者およびその家族と良好な人間関係を構築する能力、患者の全人的理解に基づく基本的歯科診療を実践する能力、そして自ら問題を発見して自己学習によってそれを解決する能力を培う。
- (14) 高次口腔医療学 GIO：基礎および臨床の多分野にわたる歯科医学の統合的知識を基盤として、症例問題等の課題を解決する力を養う。

○ 授業内容

- (1-1) 学内早期体験実習 歯科系診療部門の外来見学等を中心に、各分野をローテートする。
- (1-2) 学外早期体験実習 地域歯科医療の最前線である開業歯科医院および病院歯科等へ出向き、先入観のない視点から歯科医療を見つめ、今後の専門教育への動機付けとする。
- (2) 歯科学のための生物科学 超高齢社会の現在、歯科医師は全身的病態を理解した上で歯科治療を行うことはもちろん、多職種との連携など多様な対応を求められる時代となった。このような歯科臨床の変化に対応するため、歯学部教育の早期に人間の諸器官の構造と機能の基礎を学び、また歯科医師として今まで以上に重要な臨床医学における病態の理解を深めるための橋わたしとして位置づける。
- (3) 歯科東洋医学 西洋医学では、組織、器官はそれぞれ独立して異なるものとするが、東洋医学では、異なった機能を持ちながらも全体として有機的につながりをもった共有体とされている。その根底となる思想が陰陽論と五行論である。このような東洋医学の理論的背景を認識しつつ実際の東洋医学的治療法の主な方法を、座学および体験を通して学習する。
- (4) 口腔災害医学 大規模災害・事故が多発している現在、歯科医師として災害現場での特殊な対応・行動を認識し、さらには災害時のチーム医療としての実働や歯科医師もしくは人として行うことの出来る後方支援を理解する。
- (5) 医歯薬共修授業 医学部・薬学部の同学年の学生と連携し、1つの症例を検討し意見をまとめる中で多職種連携の視点を実感する。そのうえで退院した患者が地域や自宅で生活するための医療と保健のしくみを関係づけて理解する。
- (6) 小児歯科学実習 マネキンや模型上で小児の歯冠修復、生活歯齶切断、保険装置作製等を行い、その基礎技術、知識を習得する。
- (7) 医療面接 医療面接に関する基礎知識とコミュニケーションの基本的技法を講義により学習する。次いで、小グループ実習ならびに模擬患者とともにロールプレイ実習を行い、形成的評価を繰返し受けることによって医療面接についての基本的態度、技能および知識を修得する。さらに、医療に携わる者としての人格の涵養に望ましい姿勢と態度を考える。
- (8) 統合医療学 東洋医学の知識は歯科領域において今後発展性の期待できる分野である。この講義では、東洋医学の基礎理論から臨床応用まで幅広く学習する。
- (9) 摂食嚥下リハビリテーション学 摂食嚥下障害について理解し、基本的知識および対応方法を学ぶ。
- (10) 生活習慣病と口腔 生活習慣病が口腔の健康に及ぼす影響について学ぶ。
- (11) 急性期医療 急性期病院にて行われる周術期口腔管理を学ぶ。
- (12) 在宅介護医療 超高齢社会が求める在宅・介護医療について学ぶ。
- (13) 臨床実習 「臨床実習の手引き」参照
- (14) 高次口腔医療学 TBL形式により問題点をグループ内で共有しつつ、課題解決の方法を探る。

○ 特記事項

我々はさまざまな人生を過ごしてきた人々に接します。歯科医師としてだけ無く、医療人としてその人の人生に寄り添わなければなりません。日頃から、対峙する人に心を開いてもらえるよう、言葉遣いだけでなく表情、身だしなみにいたるまで自分を磨いてください。

(12) 先進口腔医療開発学（C棟8階）

○ 教育スタッフ

教授 住田吉慶
准教授 井 隆司
助教 叶井里歩

○ 授業科目

臨床研究学、歯科医師コンピテンシー

○ 担当する学問領域

臨床研究は、臨床医学の発展のために人を対象として行われる研究のことで、様々な疾患の原因の解明や、それらに対する予防・診断・治療方法の開発を目的として行われます。顎・口腔領域にはう蝕や歯周病だけでなく、悪性腫瘍をはじめとして免疫や遺伝など様々な原因による難治性の疾患が発生し、それらは咀嚼・嚥下機能や言語機能に大きな影響を及ぼします。このような疾患の治療に関わる歯科医療の発展には、歯科医師自らによる臨床研究は欠かすことができません。臨床研究学では、医療の発展における人を対象とした研究の重要性について学び、その実施に必要となる研究倫理や研究デザイン、規制科学（レギュラトリーサイエンス）、文献検索などに関する基礎的な知識を習得します。

○ 主な研究課題

先進口腔医療開発学分野では、顎・口腔領域の機能と形態の再生を図るために、幹細胞を応用した再生医療研究を実施しています。特に、顎骨・歯槽骨と唾液腺の組織再生を目的として、その基礎研究から得られた最新の知見を臨床へ応用する新規治療法の開発（安全性や作用機序を担保するための非臨床研究開発から臨床研究実施まで）を対象とした橋渡し段階の研究（Translational Research）を主に扱っています。

○ 教育目標

現在実施されている医療がどのようなプロセスを経て実際の臨床応用にまで至ったのかを理解し、自らが新たに採用しようとする治療方法や薬剤、医療材料に関する臨床研究データの妥当性を正確に判断できる歯科医師を養成することを目標としています。

○ 授業内容

以下の授業を担当し、主に臨床研究と再生医療について講義を行っています。

歯科医師コンピテンシーII（医療安全）、コンピテンシーIV（生命倫理、医の倫理、研究倫理）、臨床実習（臨床研究）

(13) それぞれの研究分野に属さない授業科目（教務委員長）

○ 総合科目

医療人となる自覚を早期に認識させることを目的とする。授業は講義と実習（見学、早期体験）からなる。

○ 専門教養科目

長崎大学歯学部グローバルインターンシップ・プログラムは第2年次の後期に開講し基礎、臨床歯学各分野の研究室で行われている最先端の生命科学研究活動を理解し、歯科医学研究に関するリサーチマインドを涵養する。歯科医学に関連する国際的な最先端の医学に関連する研究を体験することで、3年次より選択科目として開講される歯学研究コースの入門編としての位置付けとなっている。

○ 関連臨床医学

第3年次の前・後期に開講し、内科学、外科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、精神神経科学、小児科学、産科婦人科学、泌尿器科学、眼科学、整形外科学、形成外科学、脳神経外科学、人類遺伝学に関して歯科臨床との関連性を学習するため、医学部等の教員による講義形式で行われる。

○ 研究科目（歯学研究コース履修者対象）

基礎歯学研究概論、基礎歯学研究、臨床歯学研究概論、歯学研究で構成され、本学大学院の基礎、臨床歯学分野の研究室で研究を行い、歯学の最先端の研究活動に参加する機会となっている。

○ 総合科目

第4年次の後期、5年次の前期に開講し、本学部の特徴的な科目である。特に基礎科目と臨床科目を有機的に統合した問題基盤型（解決型）学習PBL（Problem-Based Learning）・講義・実習が行われる。

○ 臨床実習

臨床実習の目標は、歯科医療の本質と精神を理解し、将来歯科医師としての必要となる基本的な態度、技術ならびに知識を修得し、卒後臨床研修に繋がる基盤を作ることである。

この実習は何らかの苦痛や問題を持った患者を対象とする治療行為が主体となるので、社会人としての教養を基に患者との信頼関係を確立する必要がある。患者の信頼を失わず、診療を円滑に進めるためには、患者本位の全人的医療の実践に努め、弛まない勉学の精神を持ち続けることである。

本学における臨床実習は、臨床開始前実習、総合診療実習、特別実習、臨床歯学セミナー及び離島歯科医療・地域保健・福祉実習により構成される。

(1) 臨床開始前実習

臨床実習に必要な最も基本的治療技術および態度の修得と患者の診療に付随した実務的事項の学習を目的としている。

(2) 総合診療実習

指導教員の指導・監視のもとに実習生が実際に患者を担当し、患者の有する医療上の諸問題把握、インフォームドコンセント、診査法、治療計画立案、各種治療法ならびに問題解決法、評価、予後、診療録記載、保険診療等を総合的に修得することを目的としている（診療参加型臨床実習）。

(3) 特別実習

各診療科における指導者の歯科医療行為の見学・介助ならびに学内外の研修施設を利用した実習を行うことによって、歯科医師として必要な技術、態度および知識を修得することを目的としている。

(4) 臨床歯学セミナー

臨床実習を円滑かつ効果的に行うために、実習や治療の勘所をおさえるとともに総括的な知識を補充することを目的としている。

(5) 離島歯科医療・地域保健・福祉実習

離島僻地歯科医療の保健・医療・福祉の側面からの総合的学习を目的としている。

○ 特別科目

第6年次に開講し、歯科医療や歯科保健を社会的側面からとらえ理解する歯科医療管理学と基礎に関連した国家試験対策を視野に入れた基礎歯学輪講がある。

VII 学生への周知事項について

VII 学生への周知事項について

1 学年別担任教員制度について

本学部は、各学年次にクラス担任教員（基礎系、臨床系）を配置しています。

クラス担任教員は、入学時から卒業時までの修学、進路、生活面等の相談窓口としてお世話しますので、気軽にご相談ください。

なお、令和5年度のクラス担任教員は下記のとおりです。

学 年	担 当	氏 名	職 名	所 属 分 野
1 年	持ち上がり	吉 村 篤 利	教 授	歯周歯内治療学
	"	岩 下 未 咲	准 教 授	歯周歯内治療学
	"	高 木 幸 則	准 教 授	口腔診断・情報科学
	固 定	坂 井 詠 子	助 教	歯科薬理学
	"	井 隆 司	助 教	先進口腔医療開発学

2 掲示について

大学が学生に対して行う一切の告示、通知、連絡は、掲示板を通して行われます。

授業や試験等の教務事項、授業料免除・奨学生の募集・課外活動等の学生生活事項及び呼び出し連絡等はすべて掲示により通知されますので、一日に一度は掲示板を見るように心がけてください。掲示を見なかったために重大な結果になってしまっても本学部では一切責任を負いません。

掲示板は、学生支援センター、教養教育事務室にも設置してありますが、学部の専門教育については、学務係前に設置してある掲示板を利用して下さい。

3 休学、復学、退学等の取扱について

学生の皆さんのが休学、復学、退学をする場合、所定の願い出が必要となります。

願い出の用紙は学務係にありますので、必要事項を記入のうえ、学生委員長、教務委員長及び学部長を経て、学長の許可を受けなければなりません。

4 欠席、住所等の届け出について

学生のさんは下記の事項について、所定の届け出が必要となります。

届け出の用紙は学務係にありますので、必要事項を記入（添付書類が必要な場合は添付）のうえ、学務係に提出してください。

(1) 欠席届

病気その他やむを得ない理由により授業等を欠席する場合は、医師の診断書又は理由書を添えて学務係に提出してください。

(2) 住所届

学生は、毎年始め、その住所を学部長に届け出なければなりません。

また、住所を異動したときは、その都度、届け出なければなりません。

(3) その他

改姓、保証人、保証人住所及び連絡先等に異動があった場合も学務係に届け出が必要となります。

5 学生証について

学生は、通学の際、必ず学生証を携帯しなければなりません。

学生証は入学時に交付しますが、交付後、汚損、紛失した場合は学生支援センター内（文教キャンパス）の課外支援コーナーで再交付手続きを行ってください。

学生証は、本学の学籍を離れる際（卒業、退学、除籍）は返却しなければなりません。

6 各種証明書の発行について

全学に4ヵ所、証明書自動発行機（学生支援センター、歯学部（学務係前）、医学部（第1講義室前）、経済学部（学務係前））を設置していますので、在学証明書、学業成績証明書、卒業見込み証明書、学生旅客運賃割引証及び健康診断書が必要な場合に利用できます。

なお、上記以外の証明が必要な場合は、学務係に申し出ください。

ただし、交付は翌日以降となりますので、余裕を持って申し込みを行ってください。

7 授業料について

本学では、授業料を納める方法として「預金口座振替システム」を実施しています。

これは全国の銀行等及び郵便局での口座振替（引落し）が可能ですので、全員加入してください。（振替手数料は本学が負担します。）

※ 授業料については、管理運営部経理調達課資金管理班（TEL 819-2060）に直接お問い合わせください。

8 奨学金制度について

学生への奨学援護を目的として設立された組織としては、日本学生支援機構（日本育英会）、地方公共団体、各種の財団等があります。

本学部では、各種財団等の奨学金の一部しか取り扱いません。

日本学生支援機構（日本育英会）、地方公共団体等の比較的採用数が多い奨学金は、学生支援センター（文教キャンパス）の経済支援コーナーで取り扱いますので、希望者は直接出向いて申請手続きを行ってください。

なお、奨学金募集の案内は、本学部掲示板にも掲示しますので、申し込み期限を見落とさないように注意してください。

9 電話照会について

学生諸君が、大学にいろいろな事柄を電話で照会してきますが、間違いのもとになりますので、内容によっては応じられないこともあります。また、電話での学生呼出しの依頼にも応じられま

せんので各関係者に周知しておいてください。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

10 環境の整備について

建物等の施設や机・椅子等の設備は、丁寧に取り扱ってください。大学としても環境の美化に努めていますが、「自分のゴミは必ず所定のゴミ箱に分別して入れる」という最低限のマナーは守ってください。(講義室等への空き缶、ゴミ等の放置)

なお、病院敷地内は、屋内・屋外を問わず全面禁煙です。

11 健康診断について

保健・医療推進センターが実施する定期健康診断は必ず受診しなければなりません。

受診しなかった学生は、自主的に別の機関で受診することになります。

定期健康診断を受診しないと実習に参加できなくなります。

12 台風等に対する休講措置について

本学では、台風積雪等による学生の事故の発生を防止するため、台風等の際の授業・定期試験の休講等の措置について、「全学的休講措置の申合せ」(P 98 参照)を定めています。

台風等に際しては、同申合せにより措置されますので、申合せの内容を十分理解のうえ、各自の判断により事故等がないよう留意してください。

13 福利厚生施設の利用について

学生及び教職員の福利厚生に寄与するため、歯学部玄関左側の丘に歯学部福利厚生施設が設置されています。この施設には、学生談話室、セミナー室、和室及び食堂（生協委託）が設けられていますので、使用細則等 (P 102) を守って大いに利用してください。

ただし、施設の使用は、それぞれの施設専属の公認団体（学友会、学園祭実行委員会を含む。）の使用が優先されますので、一般学生は、優先団体の空き時間に使用することになります。

14 通学方法等について

(1) 本学部では、学生諸君のマイカー通学はできません。

バイク通学は認めていますが、指定されたバイク駐輪場に限ります。

駐輪場を利用する場合は学務係に届出てください。

(2) 学生はなるべく階段を利用し、エレベーターの利用は控えてください。エレベーターを利用する際は患者を優先してください。

(3) 研究室と共有していますので、静寂を保ってください。

15 交通事故について

(1) 交通事故（加害・被害者）は、これから6年間の修学に大きな影響を与えます。

本学では、平成15年11月28日学長裁定により「学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン」が制定され、交通事故の加害者に対し、厳しい懲戒処分が課せられます。

このガイドラインは、大学構内での悪質違反・事故も懲戒の対象となります。

○懲戒の対象行為及び懲戒の種類

懲戒の対象行為	懲戒の種類
事故の態様が悪質である交通死亡事故	退学又は無期停学（6ヶ月以上の停学）
事故の態様が悪質である交通傷害事故	有期停学（6ヶ月未満の停学）又は訓告

○事故の態様が悪質とは、道路交通法に違反する次のような行為があった場合

- ①酒酔い運転 ②麻薬等運転 ③共同危険行為等禁止違反 ④無免許運転
- ⑤大型自動車等無資格運転 ⑥仮免許運転違反 ⑦酒気帯び運転 ⑧過労運転
- ⑨大幅な速度超過運転 ⑩救護措置義務違反

○留意事項

- ① 停学期間が1ヶ月以上にわたる場合、その期間は、卒業の要件として在学すべき期間に算入されません。従って、卒業が延期されることになります。
 - ② ガイドラインでは、人身事故に係る届出義務を定めています。人身事故を起こした場合は、速やかに学生支援センター（課外活動コーナーTEL 819-2071）又は学務係の窓口に届出てください。
 - ③ 民事・刑事上の責任を問われる場合であっても、懲戒は別に行われます。
- (2) 交通事故で罰金刑以上の刑に処せられた場合は、6年次に受験する歯科医師国家試験の受験資格を喪失することがあります。

16 パソコンCALLシステムの使用について

1. 対象

医歯薬に所属する学生

2. 使用目的

資料収集、レポート作成

3. 設備

PC 11台（プリンター接続なし）、机及び椅子（36脚）

4. 使用許可時間

午前8時50分～午後8時00分

（土、日、祝日を除く）

5. 利用方法

随時利用可能

17 ハラスメント防止委員会について

本学部には、各種のハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメントなど）を防止するための委員会（ハラスメント防止委員会）が設置されています。下記の各委員がハラスメントについての苦情の相談窓口として対応しますので、ハラスメント被害に遭われた方やハラスメント被害の情報をお持ちの方はご相談ください。

研究分野等	職	教員名	電話
分子硬組織生物学	教授	伊藤公成	819-7487
口腔保健学	准教授	五月女さき子	819-7663
口腔診断・情報科学	教授	角美佐	819-7708
保存修復学部門	准教授	山田志津香	819-7682

VIII 附属図書館医学分館の利用について

VIII 附属図書館医学分館の利用について

1 はじめに

附属図書館医学分館は医学部構内(記念講堂横)にあります。医学・歯学およびその関連分野の本や雑誌を中心に所蔵しています。

2 開館時間と休館日

開館時間：月曜から金曜 : 8:30～22:00

土日祝日 : 10:00～20:00

休館日：夏季一斉休業、年末年始、3月31日

停電等で臨時に休館することがあります。詳細は図書館のHPで確認して下さい。

<http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>

3 入館・退館

図書館を利用する時は、正面玄関から入館してください。館内へは入口ゲートで「学生証」を読み取らせてお一人づつお入りください。

退館する際は出口ゲートを通ってください。

貸出手続きを行なっていない図書館資料を持出すと、警報ブザーが鳴りゲートがロックされて通過できません。手荷物を確認させていただく事になりますのでご注意ください。

4 貸出

貸出冊数と期間 冊数：一人10冊以内、期間：2週間以内

図書を借用するときは、学生証と借用図書をカウンターへ出して下さい。図書自動貸出装置でも借りることができます。

貸出期間中、予約がなければ、1回返却日の延長が可能です。Webからでも延長手続きができます。

期日までに返却していない図書が1冊でもあれば新たに借りる事はできません。

図書をなくしたり、汚したりした時は弁償の義務があります。

5 返却

開館時間中はカウンターへお持ちください。閉館時は玄関入口に設置してある返却ポストへ入れて下さい。※中央図書館、経済学部分館でも返却できます。

返却が遅れた場合は、その日数分貸出が禁止となります。

※この他のサービス等については、図書館のHPで確認して下さい。

IX 歯科医師国家試験について

IX 歯科医師国家試験について

歯科医師になるためには、厚生労働大臣の行う歯科医師国家試験に合格し、歯科医師免許を取得しなければなりません。

歯科医師国家試験の受験手続は、6年次後期の応募期間内に学務係が取りまとめて行いますので、下記の書類等を期限までに提出しなければなりません。

なお、予め受験手続説明会を実施しますので、必ず出席してください。

○ 手続きに必要な書類等

(1) 写 真 1枚（出願前6ヶ月以内に撮影されたもの；縦6cm×横4cm）

- 注) ① スナップ写真は不可
② 脱帽して正面から撮影したもの
③ 裏に、撮影年月日及び氏名を記入しておく

(2) 収入印紙 18,900円（令和3年度）

(3) 印 鑑

○ 免許及び試験に関する規則（抜粋）

歯科医師法

第1章 総 則

第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第2章 免 許

第2条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第3条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

第5条 厚生労働省に歯科医籍を備え、登録年月日、第7条第1項又は第2項の規定による处分に関する事項その他の歯科医師免許に関する事項を登録する。

第6条 免許は歯科医師国家試験に合格した者の申請により歯科医籍に登録することによって行う。

- 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科医師免許証を交付する。
- 3 歯科医師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所（歯科医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その住所地に都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

第7条 歯科医師が、第3条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

- 2 歯科医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 3年以内の歯科医業の停止
- 3 免許の取消し

第7条第3項～第8条 略

第3章 試験

第9条 歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生について、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第10条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

- 2 厚生労働大臣は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。

第11条～第15条 略

第16条 この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験について必要な事項及び実地修練について必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

X 諸 規 則

X 諸規則

(1) 長崎大学学則

平成16年4月1日
学則第1号

改正 平成16年11月26日学則第4号
平成17年3月24日学則第2号
平成17年9月22日学則第3号
平成17年12月22日学則第5号
平成18年3月22日学則第1号
平成18年7月21日学則第3号
平成18年9月22日学則第4号
平成18年10月27日学則第5号
平成19年3月22日学則第1号
平成19年12月21日学則第3号
平成19年12月26日学則第5号
平成20年2月14日学則第1号
平成20年2月22日学則第2号
平成21年2月27日学則第1号
平成21年7月24日学則第3号
平成22年2月26日学則第1号
平成23年2月24日学則第1号
平成23年3月28日学則第3号
平成24年1月27日学則第1号
平成25年6月21日学則第2号
平成26年2月21日学則第1号
平成27年3月27日学則第1号
平成27年3月27日学則第2号
平成28年2月26日学則第1号
平成29年3月29日学則第1号
平成30年1月9日学則第1号
平成30年3月26日学則第3号
平成31年2月22日学則第1号
平成31年3月29日学則第3号
令和元年11月22日学則第2号
令和2年1月24日学則第1号
令和2年3月27日学則第3号
令和2年5月11日学則第5号
令和3年3月26日学則第1号
令和4年3月28日学則第1号
令和4年3月28日学則第2号
令和4年6月27日学則第4号
令和5年3月27日学則第1号
令和5年3月27日学則第2号
令和6年3月22日学則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日（第4条－第9条）
- 第3章 入学、編入学、転入学、転学部等、休学、復学、留学、退学、転学、再入学及び除籍（第10条－第28条）
- 第4章 教育課程の編成、授業科目の区分等、単位、履修方法、考查及び単位の授与（第29条－第44条）
- 第5章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得（第45条－第48条）
- 第6章 賞罰（第49条・第50条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第51条－第60条）
- 第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別の課程及び外国人留学生（第61条－第65条）
- 第9章 雜則（第66条・第67条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 長崎大学(以下「本学」という。)は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第3条に規定する理念に基づき、実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

2 本学の学部の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定め、公表するものとする。

(学部、学科、課程及び収容定員)

第2条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

学 部	学 科 及 び 課 程
多文化社会学部	多文化社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
経済学部	総合経済学科
医学部	医学科、保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科、薬科学科
情報データ科学部	情報データ科学科
工学部	工学科
環境科学部	環境科学科
水産学部	水産学科

2 収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座等)

第3条 前条第1項に掲げる学部又は学科に、講座、科目等を置くことができる。

2 前項の講座、科目等は、別に定める。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第5条 大学の学生以外の者が第61条に規定する科目等履修生又は第63条の2に規定する特別の課程の履修生として一定の単位を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案

して所属学部教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第6条 本学における在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 5月31日

春季休業 3月21日から4月7日まで

夏季休業 8月11日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

3 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、編入学、転入学、転学部等、休学、復学、留学、退学、転学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を

満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(選抜試験)

第13条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第14条 前条の選抜試験による合格者の決定は、各学部教授会の議を経て、学長が行う。

(編入学定員を有する学部への編入学)

第15条 経済学部、医学部保健学科又は環境科学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、当該学部が別に定める出願資格を有する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
 - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）
 - (8) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）
- 2 医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(欠員のある場合の編入学及び転入学)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

- (1) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志望するもの
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を志望するもの
- (3) 教育学部若しくは学芸学部の2年課程を修了した者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、若しくはこれらの学校を卒業した者で、編入学を志望するもの
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、編入学を志望するもの
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）で、編入学を志望するもの
- (8) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）で、編入学を志望するもの
- (9) 他の大学に在学する者又は卒業し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの
- (10) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又

は当該課程を修了し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの（第11条に規定する入学資格を有する者に限る。）

- 2 前項各号に掲げるもののほか、医学又は歯学の進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部又は歯学部が別に定める。

(編入学又は転入学を許可された者の修業年限等)

第17条 前2条の規定により入学を許可された者の入学する前に履修した授業科目について修得した単位及び入学する前に行った第37条第1項に規定する学修の取扱い並びに在学すべき年数については、所属学部教授会の議を経て、学長が定める。

- 2 前項の規定により在学すべき年数を定められた者の在学期間は、第6条の規定にかかわらず、在学すべき年数の2倍を超えることができない。
- 3 第1項の規定により在学すべき年数を定められた者の休学期間は、第22条第2項の規定にかかわらず、在学すべき年数に相当する年数を超えることができない。

(入学手続)

第18条 選抜試験又は選考の結果に基づき、入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

- (1) 入学料を納付すること。
- (2) 誓約書及び保証書を提出すること。ただし、第64条に規定する外国人留学生については、誓約書のみの提出とする。
- 2 保証書の保証人は、原則として父母又はこれに準ずる者とし、学生と連帯して責任を負うものとする。保証人又は保証人の住所に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

(入学許可)

第19条 学長は、前条の入学手続（第53条の規定により、入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者は、前条第1項第1号の手続を除く。）を完了した者に入学を許可する。

- 2 学長は、入学を許可した者に対して、入学時に学生証を交付する。

(転学部等)

第20条 学生から転学部の願い出があったときは、関係学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

- 2 前項の規定により転学部を許可された者の修業年限等については、第17条の規定を準用する。
- 3 前2項の規定は、学科及び課程を変更する場合について準用する。この場合において、第1項中「関係学部教授会」とあるのは「所属学部教授会」と読み替えるものとする。

(休学)

第21条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長を経て、学長に休学を願い出て、許可を受けなければならない。

(休学期間)

第22条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

- 2 休学期間は、通算して4年（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあっては6年）を超える

ることができない。

3 休学期間は、第6条及び第45条の期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間が満了したとき又は休学期間にその理由がなくなったときは、所属学部長を経て、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 学長は、学生が外国の大学又は短期大学で学修することが教育上有益であると所属学部教授会において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 留学の期間は、第6条及び第45条の期間に算入する。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第26条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、受験の許可を受けなければならない。

(再入学)

第27条 第25条による退学者又は次条第5号により除籍となった者が、退学後又は除籍後2年以内に退学前又は除籍前に所属していた学部の学科又は課程に再入学を願い出た場合は、当該学部教授会の議を経て、学長が許可することができる。この場合において、次条第5号により除籍となった者が再入学することを復籍とし、復籍は、未納の授業料を納付することを条件とする。

2 前項の規定により入学を許可された者については、本学退学時又は除籍時までの在学期間、休学期間、留学期間及び停学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては当該学部教授会の議を経て、学長が定めるものとする。

3 復籍した者が、除籍となった場合は、復籍することを許可しない。

(除籍)

第28条 学生が次の各号の一に該当するときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当の理由なくして欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないと認めたとき。
- (3) 在学期間が修業年限の2倍を超えたとき又は休学期間が第22条第2項の期間を超えたとき。
- (4) 休学期間が満了しても復学の願い出をしないとき。
- (5) 授業料を納めないと。
- (6) 第53条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次に掲げるものが納めるべき入学料を所定の期日までに納めないと。
 - ア 免除又は徴収猶予が許可されなかったもの
 - イ 入学料の一部の免除が許可されたもの

ウ 徴収猶予が許可されたもの

第4章 教育課程の編成、授業科目の区分等、単位、履修方法、考查及び単位の授与

(教育課程の編成)

第29条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、大学教育における基本的教養を会得させ併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的とした教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び学部等の専攻に係る専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を有機的に組み合わせて、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目の区分)

第30条 教養教育科目の区分は、次のとおりとする。

教養ゼミナール科目

情報科学科目

数理・データサイエンス科目

健康・スポーツ科学科目

キャリア教育科目

プラネタリーヘルス科目

外国語科目

教養モジュールⅠ科目

教養モジュールⅡ科目

人文・社会科学科目

生命・自然科学科目

総合科学科目

グローバル科目

教職課程関連科目

2 専門教育科目の区分は、各学部の履修に関する規程（以下「学部規程」という。）の定めるところによる。

3 第64条に規定する外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下この章において「外国人留学生等」という。）の教育について必要があると認めるときは、第1項に規定する科目のほか、留学生用科目を開設する。

4 各授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(授業科目の開設)

第31条 教養教育科目は、本学のすべての教員の参画により開設するものとする。

2 専門教育科目は、各学部の教員により開設するものとする。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(1単位当たりの授業時間)

第33条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については15時間
 - (2) 演習については30時間
 - (3) 実験、実習及び実技については45時間
- 2 前項の基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、前項第1号の講義及び前項第2号の演習については15時間から30時間の範囲で、前項第3号の実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で、学部規程又は長崎大学教養教育履修規程(平成24年規程第2号。以下「教養教育履修規程」という。)において定めることができる。ただし、講義、演習、実験、実習又は実技の併用により行う授業及び芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程又は教養教育履修規程の定める時間の授業をもって1単位とすることができます。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第34条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第34条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条の3 各学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他学部における授業科目の履修等)

第35条 学生が他学部の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるとき

は、当該授業科目を履修させることができる。

- 2 学生は、他学部の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する学部長の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、学部規程の定めるところによる。

(本学大学院における授業科目の履修等)

第35条の2 学生が本学大学院に進学を希望し、当該大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

- 2 学生は、本学大学院の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する研究科長又は学環長の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、所属学部の卒業の要件として学部規程で定める学生が修得すべき単位数（以下「卒業要件単位」という。）に含めることはできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認め、その履修した授業科目について修得した単位は60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、第24条の規定により留学する場合、休学期間に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 学生が本学に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位
- (2) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

- (3) 大学設置基準第31条第2項に規定する特別の課程の履修生として修得した単位
- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第39条 学生が職業を有している等の事情により、第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長崎大学長期履修規程（平成18年規程第47号）の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(外国人留学生等に係る留学生用科目の単位の取扱い)

第40条 外国人留学生等が留学生用科目について修得した単位は、教養教育履修規程の定めるところにより、教養教育科目として修得すべき単位に代えることができる。

(履修科目的登録の上限)

第41条 学生が各年次にわたり適切に授業科目を履修するため、卒業要件単位について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学部規程で定めることができる。

2 前項の場合において、学部規程の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修科目的登録を認めることができる。

(考查及び単位の授与)

第42条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、論文、報告書その他の方法により行うものとする。

第43条 考査及び単位の認定は、学部規程又は教養教育履修規程の定めるところによる。

(履修方法等)

第44条 この章に定めるもののほか、教育課程の編成、授業科目の名称、単位数、履修方法、履修科目的登録の上限、考查及び単位の授与等については、学部規程及び教養教育履修規程の定めるところによる。

第5章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得

(卒業及び学位の授与)

第45条 第4条に規定する期間（第15条及び第16条の規定により入学を許可された者については、第17条第1項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、各学部において必要と認めるときは、在学期間及び卒業要件単位に加え、卒業の要件を課すこと

ができる。

- 2 卒業要件単位のうち、第32条第2項の授業の方法により修得できる単位数は、別に定めのある場合を除き60単位を超えないものとする。

第46条 学部（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。この条において同じ。）に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業要件単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第4条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

- 2 前項に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 学修の成果に係る評価の基準その他の前項に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表している学部の学生であること。
- (2) 第41条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用している学部の学生であること。
- (3) 学生が卒業要件単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- (4) 学生が前項に規定する卒業を希望していること。

第47条 学位の授与等については、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号）の定めるところによる。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第48条 本学の学部の学科等において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第6章 賞 罰

（賞罰）

第49条 学生として表彰に値する行為があった場合は、学長は、所属学部長等の推薦により表彰することがある。

第50条 学生が本学の規則に背き大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があつたときは、長崎大学教育研究評議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。
- 4 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第6条の期間に算入し、第45条及び第46条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第51条 入学、転入学、編入学及び再入学を志願する者は、検定料を納めなければならない。

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第52条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、この学則に定めるもののほか、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号。以下「徴収規程」という。)の定めるところによる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第53条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の願い出により、入学料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予があることがある。

2 入学料の免除及び徴収猶予については、長崎大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程(平成16年規程第93号。以下「免除規程」という。)の定めるところによる。

(授業料の納期)

第54条 授業料は、前期分及び後期分の2回に分け、それぞれ年額の2分の1に相当する額を次に定める期間に納めなければならない。

前期分 4月1日から4月30日まで

後期分 10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期分に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納めることができる。

3 入学年度の前期分又は前期分及び後期分に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納めることができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第55条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、願い出によりその事情を審査し、授業料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予があることがある。

2 前項の授業料の免除及び徴収猶予については、この学則に定めるもののほか、免除規程の定めるところによる。

第56条 前条に規定する授業料の徴収猶予の期限は、前期分は9月15日限りとし、後期分は3月15日限りとする。

第57条 第54条に規定する授業料の納期中に休学を許可された者については、休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、月の初日から休学期間が開始する場合については休学当月の分、第8条第3項及び第9条第2項の規定により後期の開始日が10月1日前となる場合で当該後期の開始日に復学するときについては復学当月の分についても免除する。

第58条 退学する者、転学する者、停学を命ぜられた者又は除籍される者については、その期分の授業料を徴収する。ただし、免除規程の規定に該当する場合は、この限りでない。

(寄宿料)

第59条 寄宿料の額及び徴収方法等については、徴収規程の定めるところによる。

- 2 学生に特別の事情がある場合は、寄宿料を免除することがある。
- 3 寄宿料の免除については、免除規程の定めるところによる。

(料金の返還)

第60条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額（第2号の場合にあっては第1号に規定する第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額を、第4号の場合にあっては後期分の授業料相当額）を返還するものとする。

- (1) 選抜試験において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査等による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行い、最終合格者を決定する場合に、第1段階目の選抜の不合格者が、所定の期日までに第2段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出たとき。
- (2) 個別学力検査の前期日程又は後期日程（以下「前期又は後期試験」という。）の出願受付後に各学部等が課す大学入学共通テストの教科・科目を受験していないことにより受験資格がないことが判明した者が、所定の期日までに前期又は後期試験に係る検定料の返還を申し出たとき。
- (3) 第54条第3項の規定により入学を許可されるときに授業料を納めた者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。
- (4) 第54条第2項又は第3項の規定により前期分の授業料を納入する際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第61条 各学部の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(研究生)

第62条 本学において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第63条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学若しくは短期大学の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学若しくは短期大学の学生であるときは、授業料を徴収しない。

- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別の課程)

- 第63条の2** 学長は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に對し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
- 2 前項に規定する特別の課程に関して、あらかじめ単位の授与を公表している当該課程を修了した者に対し、単位を与えることができる。
 - 3 本学の学生が第1項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

- 第64条** 外国人留学生として本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

(規程)

- 第65条** 第61条から前条までに関する細部についての規則は、別に定める。

第9章 雜 則

(寄宿舎)

- 第66条** 本学に、寄宿舎を置く。
- 2 寄宿舎に関する規則は、別に定める。

(保健)

- 第66条の2** 学生は、毎学年本学が行う健康診断を受けなければならない。
- 2 所属学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することができる。

(補則)

- 第67条** この学則の施行に必要な事項は学長が定め、各学部に必要な規程については、学長の承認を得て、各学部長が定めるものとする。

附 則

改正 令和5年3月27日学則第2号

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学学則（昭和24年5月31日制定）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在本学に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、旧長崎大学学則は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 別表第1の規定にかかわらず、令和6年度の入学定員は、医学部医学科にあっては115人、医学部にあっては231人、各学部の合計にあっては1,636人とする。

5 別表第1 医学部の項の規定にかかわらず、医学部の収容定員は、令和6年度から令和11年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医学部	医学科	735	710	685	660	635	615
	保健学科	464	474	484	484	484	484
	計	1,199	1,184	1,169	1,144	1,119	1,099

6 別表第1 合計の項の規定にかかわらず、収容定員の合計は、令和6年度から令和11年度までについては、次のとおりとする。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	7,059	7,034	7,009	6,984	6,959	6,939

附 則（平成16年11月26日学則第4号）

この学則は、平成16年11月26日から施行する。

附 則（平成17年3月24日学則第2号）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日学則第3号）

この学則は、平成17年9月22日から施行し、改正後の長崎大学学則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月22日学則第5号）

この学則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平成18年3月22日学則第1号）

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日現在本学に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

3 歯学部、薬学部及び工学部の収容定員は、改正後の別表第1 歯学部の項、同表薬学部の項、同表工学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成18年度から平成22年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歯学部	歯 学 科	325	320	320	320	320
	計	325	320	320	320	320
薬学部	薬 学 科	40	80	120	160	200
	薬 科 学 科	280	240	200	160	160
	計	320	320	320	320	360
工学部	機械システム工学科	320	320	320	320	320
	電気電子工学科	320	320	320	320	320
	情報システム工学科	200	200	200	200	200
	構造工学科	160	160	160	160	160
	社会開発工学科	200	200	200	200	200
	材料工学科	200	200	200	200	200
	応用化学科	200	200	200	200	200
	各学科共通	30	20	20	20	20
	計	1,630	1,620	1,620	1,620	1,620
合 計		6,987	6,972	6,972	6,972	7,012

附 則（平成18年7月21日学則第3号）

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月22日学則第4号）

この学則は、平成18年9月22日から施行する。

附 則（平成18年10月27日学則第5号）

この学則は、平成18年10月27日から施行する。

附 則（平成19年3月22日学則第1号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日学則第3号）

改正 平成20年2月14日学則第1号

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、平成20年度入学者から適用する。

3 教育学部の収容定員は、改正後の別表第1教育学部の項の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
教育学部	学校教育教員養成課程	780	840	900
	計	780	840	900

4 教育学部情報文化教育課程は、改正後の長崎大学学則第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する学生が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
情報文化教育課程	180	120	60

附 則（平成19年12月26日学則第5号）

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年2月14日学則第1号）

この学則は、平成20年2月14日から施行する。

附 則（平成20年2月22日学則第2号）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日現在本学に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成20年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月27日学則第1号）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の入学定員及び収容定員は、平成29年度までの入学定員及び収容定員とする。

3 医学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	医学科	600	605	610	615	620
	保健学科	452	452	452	452	452
	計	1,052	1,057	1,062	1,067	1,072
合計		6,862	6,967	7,072	7,077	7,082

附 則（平成21年7月24日学則第3号）

この学則は、平成21年7月24日から施行する。

附 則（平成22年2月26日学則第1号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1 医学部の項及び同表合計の項の入学定員及び収容定員は、平成29年度までの入学定員及び収容定員とする。
- 3 医学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1 医学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成22年度から平成26年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医学科	620	640	660	680	700
	保健学科	452	452	452	452	452
	計	1,072	1,092	1,112	1,132	1,152
合計		6,982	7,102	7,122	7,142	7,162

附 則（平成23年2月24日学則第1号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日学則第3号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1 医学部の項及び同表合計の項の入学定員及び収容定員は、平成29年度までの入学定員及び収容定員とする。
- 3 医学部、歯学部及び工学部の収容定員並びに収容定員の合計は、改正後の別表第1 医学部の項、同表歯学部の項、同表工学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成23年度から平成27年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	641	662	683	704	720
	保健学科	452	452	452	452	452
	計	1,093	1,114	1,135	1,156	1,172
歯学部	歯学科	315	310	305	300	300
	計	315	310	305	300	300
工学部	工学科	380	760	1,140	1,520	1,520
	計	380	760	1,140	1,520	1,520
合計		5,858	6,254	6,650	7,046	7,062

- 4 工学部機械システム工学科、同学部電気電子工学科、同学部情報システム工学科、同学部構造工学科、同学部社会開発工学科、同学部材料工学科及び同学部応用化学科は、改正後の長崎大学学則の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する学生並びに平成23年度及び平成24年度に当該学科の第3年次に編入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

5 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、工学部機械システム工学科、同学部電気電子工学科、同学部情報システム工学科、同学部構造工学科、同学部社会開発工学科、同学部材料工学科及び同学部応用化学科の第3年次編入学定員及び収容定員については、次のとおりとする。

学科・課程	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	第3年次 編入学定員	収容定員	第3年次 編入学定員	収容定員	第3年次 編入学定員	収容定員
機械システム工学科		240		160		80
電気電子工学科		240		160		80
情報システム工学科		150		100		50
構造工学科		120		80		40
社会開発工学科		150		100		50
材料工学科		150		100		50
応用化学科		150		100		50
各学科共通	10	20	10	20		10

附 則（平成24年1月27日学則第1号）

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年3月31日現在本学に在学している者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月21日学則第2号）

この学則は、平成25年6月21日から施行する。

附 則（平成26年2月21日学則第1号）

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1多文化社会学部の項、同表経済学部の項、同表環境科学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成26年度から平成28年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成26年度	平成27年度	平成28年度
多文化社会学部	多文化社会学科	100	200	300
	計	100	200	300
経済学部	総合	1,350	1,260	1,170
	経済学科	250	250	250
	計	1,600	1,510	1,420
環境科学部	環境科学科	570	560	550
	計	570	560	550
合計		7,046	7,062	7,063

附 則（平成27年3月27日学則第1号）

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 環境科学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1環境科学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度については、次のとおりとする。
- 平成27年3月31日現在多文化社会学部に在学している者については、改正後の長崎大学学則別表第2多文化社会学部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学 部	学 科・課 程	平成27年度	平成28年度
環境科学部	環境科学科	555	540
	計	555	540
合計		7,057	7,053

附 則（平成27年3月27日学則第2号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日学則第1号）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在本学に在学している者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学学則第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の入学定員及び収容定員は、平成29年度までの入学定員及び収容定員とする。
- 4 医学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成28年度については、次のとおりとする。

学 部	学 科・課 程	平成28年度
医 学 部	医学科	723
	保健学科	452
	計	1,175
合計		7,055

- 5 平成28年3月31日現在環境科学部に在学している者については、改正後の長崎大学学則別表第2環境科学部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月29日学則第1号）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 医学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成29年度については、次のとおりとする。

学 部	学 科・課 程	平成29年度
医 学 部	医学科	727
	保健学科	452
	計	1,179
合計		7,059

附 則（平成30年1月9日学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日学則第3号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1医学部医学科の項及び同表合計の項の入学定員は、平成31年度までの入学定員とする。
- 3 医学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成30年度については、次のとおりとする。

学 部	学 科・課 程	平成30年度
医 学 部	医学科	731
	保健学科	448
	計	1,179
合計		7,059

附 則（平成31年2月22日学則第1号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在環境科学部に在学している者については、改正後の別表第2環境科学部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日学則第3号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月22日学則第2号）

この学則は、令和元年11月22日から施行する。

附 則（令和2年1月24日学則第1号）

この学則は、令和2年1月24日から施行する。

附 則（令和2年3月27日学則第3号）

改正 令和4年3月28日学則第2号

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 教育学部、情報データ科学部及び工学部の収容定員は、改正後の別表第1教育学部の項、同表情報データ科学部の項及び同表工学部の項の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までについては、次のとおりとする。

学 部	学科・課程	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	900	840	780
	計	900	840	780
情報データ科学部	情報データ科学科	110	220	330
	計	110	220	330
工 学 部	工学科	1,470	1,420	1,370
	計	1,470	1,420	1,370

- 3 改正後の別表第1医学部医学科の項及び同表合計の項の入学定員は、令和4年度までの入学定員とし、令和5年度以降の入学定員は95人とする。

- 4 医学部の収容定員及び収容定員の合計は、改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、令和2年度、令和3年度及び令和5年度から令和9年度までについては、次のとおりとする。

学 部	学科・課程	令和2年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医 学 部	医学科	739	743	720	695	670	645	620
	保健学科	444	444	444	444	444	444	444
	計	1,188	1,187	1,164	1,139	1,114	1,089	1,064
合計		7,063	7,067	7,044	7,019	6,994	6,969	6,944

- 5 令和2年3月31日現在教育学部及び工学部に在学している者については、改正後の別表第2教育学部及び工学部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月11日学則第5号）

この学則は、令和2年5月11日から施行し、改正後の長崎大学学則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日学則第1号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日現在本学に在学している者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学学則第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日学則第1号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日学則第2号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月27日学則第4号）

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日学則第1号）

この学則は、令和5年3月27日から施行する。

附 則（令和5年3月27日学則第2号）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 経済学部夜間主コースは、改正後の長崎大学学則の規定にかかわらず、令和5年3月31日現在当該コースに在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の経済学部、情報データ科学部及び水産学部の項の規定にかかわらず、経済学部、情報データ科学部及び水産学部の収容定員は、令和5年度から令和7年度までについては、次のとおりとする。

学 部	学科・課程		令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 濟 学 部	総合経済 学科	昼間コース	1,090	1,120	1,150
		夜間主コース	180	120	60
		第3年次編入学 収容定員	30	30	30
		計	1,300	1,270	1,240
情報データ科学部	情報データ科学科		450	460	470
	計		450	460	470
水 産 学 部	水産学科		450	460	470
	計		450	460	470

附 則（令和6年3月22日学則第1号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日現在教育学部に在学している者については、改正後の別表第2教育学部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

学部	学科・課程	定員	入学定員	第3年次(医学部医学科にあっては第2年次)編入学定員	収容定員
多文化社会学部	多文化社会学科	100			400
	計	100			400
教育学部	学校教育教員養成課程	180			720
	計	180			720
経済学部	総合経済学科	295	15	1,210	
	計	295	15	1,210	
医学部	医学科	95	5	595	
	保健学科	116	10	484	
	計	211	15	1,079	
歯学部	歯学科	50		300	
	計	50		300	
薬学部	薬学科	40		240	
	薬科学科	40		160	
	計	80		400	
情報データ科学部	情報データ科学科	120		480	
	計	120		480	
工学部	工学科	330		1,320	
	計	330		1,320	
環境科学部	環境科学科	130	5	530	
	計	130	5	530	
水産学部	水産学科	120		480	
	計	120		480	
合 計		1,616	35	6,919	

備考 収容定員の合計は、令和12年度以降の人数を示す。

別表第2

学部	学科等	教員の免許状の種類(免許教科・領域)	
多文化社会学部	多文化社会学科	高等学校教諭一種免許状	(英語)
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		幼稚園教諭二種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		小学校教諭二種免許状	
		中学校教諭一種免許状 中学校教諭二種免許状	(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、保健体育、家庭、工業、英語)
経済学部	総合経済学科	特別支援学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭二種免許状	(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	(理科、工業)
環境科学部	環境科学科	高等学校教諭一種免許状	(理科)
水産学部	水産学科	高等学校教諭一種免許状	(理科、水産)

(2) 長崎大学歯学部規程

平成 16 年 4 月 1 日
歯学部規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎大学学則（平成 16 年学則第 1 号）に定めるもののほか、歯学部（以下「本学部」という。）の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育目的)

第 2 条 本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、歯学に関する高度の専門知識を修得させ、もって責任感と社会性を身につけた歯科医師及び創造性豊かで的確な判断力と洞察力を有する歯学研究者を養成することを目的とする。

(教育課程)

第 3 条 本学部の教育課程は、教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）を第 1 年次から第 2 年次までに、専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を第 1 年次から第 6 年次までに開設して編成する。

(歯学研究コース)

第 4 条 本学部に、先端的な研究能力を備えた博士の学位を有する歯科医師及び歯学研究者を養成するため、大学院への進学を目指す学生を対象とした歯学研究コースを置く。

(歯学研究コースの履修等)

第 5 条 歯学研究コースを選択し、履修を許可された学生は、第 3 年次前期から同コースに所属するものとする。

2 歯学研究コースの選択、履修の許可、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(最低修得単位数)

第 6 条 卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は、別表第 1 のとおりとする。

(教養教育科目の履修方法、登録の上限等)

第 7 条 教養教育科目の区分、名称、単位数、履修方法等については、長崎大学教養教育履修規程（平成 24 年規程第 2 号）の定めるところによる。ただし、学生が教養教育の履修科目として登録することのできる単位数の上限については、次のとおりとする。

第 1 年次 30 単位まで

第 2 年次 30 単位まで

(専門教育科目の区分、名称等)

第 8 条 専門教育科目の区分、名称、単位数及び標準履修年次は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、統合科目及び特別科目の授業科目については、学年の始めに告示する。

3 研究科目は、歯学研究コースを履修する者を対象とした科目とし、研究科目の授業科目の単位数は、第 6 条に規定する最低修得単位数に算入しないものとする。

(1 単位当たりの授業時間)

第 9 条 専門教育科目の 1 単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については15時間
 - (2) 演習については15時間
 - (3) 実験及び実習については30時間
 - (4) 講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方の併用により行う授業については30時間
- (試験及び単位の認定)**

第10条 専門教育科目の単位の認定は、試験の結果に基づき行う。

2 専門教育科目の試験について必要な事項は、長崎大学歯学部試験実施細則（平成16年歯学部細則第1号）の定めるところによる。

(試験の受験資格)

第11条 専門教育科目について、授業を行った時間数の3分の1（演習、実験及び実習並びに講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方の併用により行う授業にあっては4分の1）を超えて欠席した者に対しては、当該授業科目の試験の受験資格を認めない。

2 前項に規定する受験資格を取得できなかった者は、翌年度当該授業科目を再履修し、受験資格を取得しなければならない。

(成績評価)

第12条 専門教育科目の成績評価の基準及び評語については、以下のとおり定める。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合 格	100~90点	AA	A以上に優れている
	89~80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79~70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69~60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

2 成績評価の結果は、学業成績表により、本人に通知する。

(進級)

第13条 第2年次の学生は、第2年次末までに次の各号のすべてに該当しなければ、第3年次へ進級することができない。

- (1) 別表第1の教養教育科目的最低修得単位数以上を修得していること。
- (2) 別表第2の授業科目的うち標準履修年次が第1年次及び第2年次である授業科目的単位を修得していること。

2 第3年次の学生は、第3年次末までに別表第2の授業科目的うち標準履修年次が第3年次である授業科目（研究科目を除く。）の単位を修得していなければ、第4年次へ進級することができない。

3 第4年次の学生は、第4年次末までに別表第2の授業科目的うち標準履修年次が第4年次である授業科目（統合科目及び研究科目を除く。）の単位を修得していなければ、第5年次へ進級することができない。

(臨床実習の履修要件)

第14条 臨床実習を履修するためには、別表第2に掲げるすべての授業科目（特別科目及び研究科

目の区分に属する授業科目並びに総合科目の歯科医師のコンピテンシーVを除く。) の単位を修得し、かつ、共用試験(CBT及びOSCE)に合格していなければならない。

2 前項の規定を満たさず臨床実習を履修できなかった者は、原級に留め置く。

(卒業の認定)

第15条 本学部に6年以上在学し、別表第1に定める最低修得単位数以上を修得し、かつ、所定の試験に合格した者に対しては、卒業を認定する。

(編入学)

第16条 編入学について必要な事項は、別に定める。

(補則)

第17条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在本学部に在学している者(以下この項において「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、旧長崎大学歯学部規程は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成18年3月13日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日現在本学部に在学している者並びに平成18年度及び平成19年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第2の規定については、平成16年度入学者から適用する。

附 則(平成19年2月27日歯学部規程第2号)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在本学部に在学している者並びに平成19年度及び平成20年度において第3年次に編入学する者(以下「編入学者」という。)については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第11条の規定については平成16年度の入学者及び平成18年度の編入学者、改正後の第12条の規定については平成15年度の入学者及び平成17年度の編入学者、改正後の別表第1及び別表第2の規定については平成14年度の入学者及び平成16年度の編入学者から、それぞれ適用する。

附 則(平成20年3月21日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日現在本学部に在学している者並びに平成20年度及び平成21年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年2月20日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在本学部に在学している者並びに平成21年度及び平成22年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月2日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第2の研究科目の項の規定は平成21年度及び平成22年度の入学者について、専門教養科目の項の規定は平成20年度から平成22年度の入学者についても適用する。

附 則 (平成24年3月23日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第2の科学日本語・英語の項の規定については、平成23年度の入学者についても適用する。

附 則 (平成24年12月25日歯学部規程第4号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月18日歯学部規程第1号)

この規程は、平成25年3月18日から施行する。

附 則 (平成26年1月20日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年1月25日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月25日歯学部規程第2号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年2月23日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月29日歯学部規程第1号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月7日歯学部規程第2号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月23日歯学部規程第1号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定（第12条の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日歯学部規程第1号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月8日歯学部規程第2号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月 日歯学部規程第 号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第6条, 第13条, 第15条関係)

教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

授業科目の区分		単位数
教養教育科目	教養基礎科目	教養ゼミナール科目
		情報科学科目
		数理・データサイエンス科目
		健康・スポーツ科学科目
		キャリア教育科目
		プラネタリーヘルス科目
		英語
		初習外国語
	小計	
選択科目	モジュール科目	教養モジュールⅠ科目
		教養モジュールⅡ科目
		小計
	選択科目	人文・社会科学科目
		生命・自然科学科目
		総合科学科目
		グローバル科目
		小計
	計	
専門教育科目	口腔生命科学総論	
	口腔生命科学各論Ⅰ	
	口腔生命科学各論Ⅱ	
	臨床実習	
	統合科目	
	総合科目	
	特別科目	
	関連臨床医学	
	専門教養科目	
	計	
	合計	

別表第2 (第8条、第13条、第14条関係)

専門教育科目の区分、名称、単位数及び標準履修年次

(3) 歯学研究コースに関する申合せ

平成21年3月20日
教 授 会 決 定
令和2年3月24日
運 営 会 議 改 正

歯学研究コースの選択、履修許可、履修方法等について次のとおり申し合わせる。

1 歯学研究コースの定員

定員は、原則として学校推薦型選抜者及び歯学研究コースの履修を許可された者併せて20名とする。

2 コース選択者の選抜方法

学校推薦型選抜者以外で歯学研究コースの履修を希望する者は、2年次後期の所定の期日までに学部長に履修希望届を提出し、許可を受けなければならない。

3 履修の許可

履修希望届の提出があった者に対し、必要に応じて教務委員会が指名した教員による面接を行い、その結果をもとに教務委員会が選抜のうえ学部長に推薦し、学部長が許可する。

なお、学校推薦型選抜者については、同コースの履修について原則として学部長の許可があつたものとする。

4 履修方法について

歯学研究コースを履修する者は、第3年次前期から同コースに所属するものとし、歯学部規程別表第2に定める研究科目を修得しなければならない。

5 修了の認定について

研究科目を全て修得し、かつ第5年次までに同コース研究発表会で発表を行った者に対してのみ、同コースの修了を認定する。

6 欠員の補充について

原則として欠員の補充は行わない。但し、欠員を補充するに足る理由があると学部長が認めた場合は、この限りではない。

附則

この申合せは、平成21年4月1日から施行する。

附則

この申合せは、平成23年1月19日から施行する。

附則

この申合せは、平成26年8月27日から施行する。

附則

この申合せは、平成28年4月13日から施行し、平成26年度入学者から適用する。

附則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

(4) 歯学研究コース報告書について

平成27年9月16日
歯学部教授会
平成29年12月5日
歯学部運営会議改正

歯学研究コース修了者は、本学大学院医歯薬学総合研究科に進学することを原則として、早期修了に係る要件を満たす場合、大学院の早期修了制度の適用を受けることができる。

当該要件の1つである報告書提出に係る詳細については下記のとおりとする。

記

報告書提出に係る詳細

1. 様式

(1) Thesis形式で作成する。

一般の研究論文に相当する形で、Abstract, Introduction, Materials&Methods, Results, Discussion, Conclusions, References, Acknowledgements, Table, Figureの構成とする。

(2) 英語又は日本語で作成する。

(3) 日本語で作成する場合は、英文のAbstractをつける。

(4) 字数制限は設けないが、それなりの量も必要。

(5) 基本形式は、歯科基礎医学会のJournal of Oral BiosciencesのGuide for Authors (<http://www.elsevier.com/journals/journal-of-oral-biosciences/1349-0079/guide-for-authors#57200>) に準ずる。

(6) 学会発表などがある場合は、その抄録、ポスターなどを添付する。

(7) 共著の論文がある場合は、それを報告書の代わりとして提出することが出来る。ただし、第一著者又は第二著者に限る。

2. 提出期限

研修医期間中の2月末までとする。

3. 提出先

電子ファイル（USBメモリー、CD-R等）とプリントアウトしたもの1部を歯学系事務室に提出すること。なお、書留郵送もしくは持参すること。

4. 審査方法

教務委員会及び教授会において、早期修了の要件として認めるか審議する。

(参考) 早期修了に係る要件

1. 歯学研究コース科目を履修する。

2. 歯学研究コース報告書を提出する。

3. 長崎大学大学院学則第19条及び第20条並びに長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程第24条第4項、第5項及び第8項のただし書に規定する特例の適用に必要な条件をすべて満たす。

(5) 長崎大学歯学部試験実施細則

平成 16 年 4 月 1 日
歯学部規程第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、長崎大学歯学部規程（平成 16 年歯学部細則第 1 号。以下「規程」という。）

第 10 条第 2 項の規定に基づき、専門教育科目の試験について必要な事項を定める。

(定期試験)

第 2 条 定期試験は、原則として学期末に行う。

(追 試 験)

第 3 条 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかつた者は、欠席届に医師の診断書又は理由書を添えて所定の期日までに、学部長に届けなければならない。

2 前項の理由により定期試験を受けることができなかつた者に対しては、追試験を行うことがある。

3 追試験は、原則として当該学期末に行う。

(再 試 験)

第 4 条 試験に合格していない者には、再試験を行うことがある。

2 前項の規定による再試験を実施する場合は、1 回を限度とし、原則として学期末に行う。

(試験の告示)

第 5 条 試験の日時、方法等は、事前に告示する。

(試験結果の発表)

第 6 条 試験の結果は、当該試験終了後 1 週間以内に合格者について発表する。

(不正行為)

第 7 条 試験において不正行為を行つた者に対しては、当該学期に履修した全授業科目の試験を無効とするほか、厳重な処分を行う。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 長崎大学歯学部の授業科目の試験における学生の不正行為に関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日
教 授 会 決 定

長崎大学歯学部の授業科目の試験（定期試験期間外に実施される試験も含む。）において不正行為を行った学生に対する措置に関して、長崎大学歯学部試験実施細則第 7 条（不正行為）に基づき、次のとおり申し合わせる。

(1) 不正行為を行ったと見なされる学生及び試験監督者に対する事情聴取は、教務委員長の立ち会いのもとに学生委員会が個別に行う。

(2) 事情聴取を受けた学生に対する措置は、学生委員会が審議し、教授会が決定する。

(3) 不正行為を行った学生に対しては、学部長による厳重注意を行い、当該授業科目のほかその学期に履修した全授業科目の試験を無効とする。

ただし、実験、実習あるいはこれに準じる授業科目の履修を取り消すか否かは教授会の判断によるものとする。

(4) 特に情状酌量の余地がある場合は、例外として(3)の措置が軽減される場合がある。

(5) 不正行為の事実認定に関して不服がある場合は、事情聴取日から 7 日以内に学生委員会に異議申し立てを行うことができる。この場合、教授会は、教授、准教授及び講師 5 名（ただし、授業担当者、試験監督者及び補助者、学生委員会委員及び教務委員会委員を除く。）からなる調査 WG を設置する。

調査 WG は、1 ヶ月以内に改めて事実認定を行い、教授会に答申する。

なお、この異議申し立ては、事実認定に限り有効であり、処分内容に関してはその限りではない。

(6) 教務・学生の両委員会は、オリエンテーション等の機会を利用して不正行為防止の徹底を図る。

(7) この申し合わせは、平成 15 年 7 月 23 日から施行する。

(7) 歯学部再試験の評価方法について

平成 20 年 7 月 16 日
教 授 会 決 定

長崎大学歯学部試験実施細則第 4 条に規定する再試験の評価方法については、平成 21 年度から、下記のとおりとします。

再試験の評価は、100 点満点で 60 点以上を合格とし、合格者はすべて C 評価（60 点）とする。

(8) 専門教育科目の再履修に関する申合せ

平成 15 年 9 月 16 日
教 授 会 決 定
平成 21 年 3 月 20 日
教 授 会 改 正

本学部で開講する専門教育科目について、次の事項に該当する場合は、その専門教育科目を再履修しなければならない。

- (1) 歯学部規程第 11 条に定める試験の受験資格がない場合
- (2) 歯学部試験実施細則第 3 条に定める追試験を受験しなかった場合
- (3) 歯学部試験実施細則第 4 条第 2 項に定める再試験に合格しなかった場合

(9) 臨床実習の評価及び修了認定に関する申合せ

この申合せは、臨床実習の評価及び修了認定に関し、必要な事項を定める。

1. 臨床実習の修了要件

臨床実習を修了するためには、臨床開始前実習（第3期）に出席し、診療参加型実習（総合診療実習、特別実習及び離島歯科医療・地域保健・福祉実習）、臨床知識理解度試験及び歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（以下Post-CC PXと略す）に合格しなければならない。

2. 診療参加型実習の評価

- (1) 全ての臨床系分野及び総合歯科臨床教育学（以下「分野等」という。）について個別評価を行い、その結果に基づき総合評価を行う。
- (2) 個別評価を受けるためには、受験資格（分野等担当日数の4分の3以上の出席）を取得しなければならない。受験資格を取得できなかった者は、診療参加型実習を再履修し、受験資格を取得しなければならない。
- (3) 総合評価は、分野等の個別評価の評点が60点以上の者について行う。
- (4) 個別評価の評点が1分野でも60点未満の者については、臨床教育委員会において、診療参加型実習に関する全資料を参考にして再評価し、総合評価の対象にすることもある。ただし、分野等の個別評価の評点の合計点が6割未満の者については、再評価は行わない。
- (5) 総合評価の評点は、すべての診療科が行った個別評価の評点の平均点とする。
- (6) 総合評価の評点が60点以上の者については、診療参加型実習を合格したものとして認定する。

3. 臨床知識理解度試験の評価

- (1) 臨床知識理解度試験問題は、臨床系及び基礎系の全ての歯学系専門分野の問題からなる。
- (2) 臨床知識理解度試験実施は、総合歯科臨床教育学教授が統括する。出題方法、日程は別途通知する。
- (3) 臨床系及び基礎系の全ての歯学系専門分野の個別得点が70点以上の者は、臨床知識理解度試験を合格したものとして認定する。
- (4) 臨床知識理解度試験に合格していない者には、1回を限度として再試験を行うことがある。

4. Post-CC PXの評価

- (1) Post-CC PXは臨床実地試験（以下CPXと略す）と一斉技能試験（以下CSXと略す）からなり、両方の試験に合格する必要がある。
- (2) CPXは、指定された必要課題数以上を受験し、評価項目すべてが「十分」あるいは「許容範囲」と判定された者を合格したものとして認定する。
- (3) CSXは、4つの評価項目についてレベル0～2の3段階で評価を行う。また、評価項目の中に重要評価項目を定め、全評価項目数（15項目）中のレベル0の数、および、レベル0と評価された重要評価項目の数で合否を判定する。

5. 臨床実習の評価及び修了認定

(1) 臨床実習の評価は以下の二項目の平均点とする。

① 2に規定する診療参加型実習の総合評価の評点

② 3に規定する臨床知識理解度試験の個別得点の平均

(2) 2に規定する診療参加型実習、3に規定する臨床知識理解度試験及び4に規定するPost-CC PXの全てに合格した者を修了予定者として教授会に諮り、臨床実習の修了を認定する。

附則

この申合せは、平成15年11月19日から施行する。

附則

この申合せは、平成19年9月19日から施行する。

附則

この申合せは、平成22年9月15日から施行する。

附則

1 この申合せは、平成29年12月5日から施行する。

2 卒業試験の実施及び評価に関する申合せは、廃止する。

附則

この申合せは、令和2年10月1日から施行する。

附則

この申合せは、令和4年1月14日から施行する。

(10) 卒業認定試験の実施及び評価に関する申合せ

この申合せは、卒業試験の実施及び評価に関し、必要な事項を定める。

1. 受験資格

臨床実習の評価及び修了認定に関する申合せの規定により臨床実習の修了を認定された者でなければ、卒業認定試験を受験することはできない。

2. 卒業認定試験問題

卒業認定試験問題は、臨床系及び基礎系の全ての歯学系専門分野の問題からなる。

3. 試験方法

卒業認定試験実施は、総合歯科臨床教育学教授が統括する。試験時間、問題数、日程等は別途通知する。

4. 卒業認定試験の合格認定

得点率が70%以上の者は、卒業認定試験を合格したものとして認定する。

5. 再試験

卒業認定試験に合格していない者には、1回を限度として再試験を行うことがある。

6. 卒業認定試験に不合格となった者の取扱い

卒業認定試験に不合格者となった者は、翌年度に再度卒業認定試験を受験しなければならない。

附則

この申合せは、令和元年6月18日から施行する。

附則

この申合せは、令和2年3月3日から施行する。

(11) 長崎大学学則第28条第二号の適用に関する申合せ

平成17年1月18日
教授会決定
平成21年3月20日
教授会改正
令和元年6月17日
運営会議改正

歯学部歯学科は、長崎大学学則第28条第二号の適用に関し、次に掲げる者を該当者として取り扱うものとする。

- (1) 歯学部規程の第13条第1項に掲げる第3年次への進級要件を入学後の在学中4年間（休学期間を除く）に満たさなかった者
- (2) 歯学部規定別表第1の専門教育科目において同一の授業科目（標準履修年次が第1年次及び第2年次である授業科目及び研究科目を除く）を3度にわたって不合格となった者。

長崎大学学則

（除籍）

第28条 学生が次の各号の一に該当するときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- 一 正当の理由なくして欠席が長期にわたるとき。
- 二 成業の見込みがないと認めたとき。
- 三 在学期間が修業年限の2倍を超えたとき又は休学期間が第22条第2項の期間を超えたとき。
- 四 休学期間が満了しても復学の願い出をしないとき。
- 五 授業料を納めないとき
- 六 第53条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次に掲げるものが納めるべき入学料を所定の期日までに納めないとき。
 - ア 免除又は徴収猶予が許可されなかったもの
 - イ 入学料の一部の免除が許可されたもの
 - ウ 徴収猶予が許可されたもの

附則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

(12) 成績優秀者及び授業料免除の学力評点計算に係る既修得科目（単位）
並びに編入学者の認定科目（単位）の取扱い

1 第1年次に入学する学生の既修得科目（単位）の取り扱い

(1) 教養教育科目

既修得科目「認」の単位は、全て「B」評価として取り扱う。

(2) 専門教育科目

既修得科目（単位）「認」の単位は、次のとおり取り扱う。

① 1～3年次生

全て「B」評価として取り扱う。

② 4～6年次生

認定科目に当てられた科目の平均評点値 {小数点以下四捨五入（在学生の成績のうち合格者に限る。）} を評点とする。

2 編入学者の認定科目（単位）の取り扱い

(1) 教養教育科目

教養教育科目の最低修得単位数を全て「B」評価として取り扱う。

(2) 専門教育科目

専門教育の認定科目「認」の単位は、認定科目に当てられた科目の平均評点値 {小数点以下四捨五入（在学生の成績のうち合格者に限る。）} を評点とする。

3 この取り扱いは、平成15年6月18日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

(13) 関連臨床医学科目的単位取得等に関する申合せ

平成 20 年 6 月 18 日
歯学部教授会決定
平成 30 年 3 月 6 日
歯学部運営会議改正
平成 31 年 2 月 5 日
歯学部運営会議改正
令和 6 年 3 月 19 日
歯学部運営会議改正

関連臨床医学科目の単位取得等について次のとおり申し合わせる。

- 1 本申合せにおいて、関連臨床医学科目及び各関連臨床医学科目を構成する授業科目（以下「授業科目」という。）は、下表のとおりとする。

関連臨床医学科目	授業科目
内科学総論	
外科学総論	
内科学各論	
外科学各論	学年の始めに告示する。
隣接医学Ⅰ	
隣接医学Ⅱ	
隣接医学Ⅲ	

- 2 試験の受験資格

各関連臨床医学科目の開講コマ数の 3 分の 2 以上出席していない場合、当該科目を構成する授業科目の試験の受験資格は認めない。

- 3 成績評価

- (1) 全ての授業科目を同一年度内に合格（60点以上）した場合に、関連臨床医学科目の単位を付与する。
- (2) 単位が付与されなかった関連臨床医学科目を再履修する場合は、一度合格した授業科目についてもその成績評価は効力を有しないため、改めて構成する全ての授業科目の試験を受験し合格（60点以上）しなければ単位を付与しない。

(14) 統合科目の単位取得等に関する申合せ

平成18年7月19日
歯学部教授会決定
平成31年2月5日
歯学部運営会議改正

統合科目の単位取得等について次のとおり申し合わせる。

1 試験の受験資格

統合科目を構成する授業科目（以下「授業科目」という。）について、授業を行った時間数の3分の2（PBL、実習などを行う授業科目にあっては4分の3）以上出席しなかった者に対しては、当該授業科目の試験の受験資格を認めない。

2 成績評価

- (1) 授業科目についての単位の付与は行わない。
- (2) 全ての授業科目を合格（60点以上）した場合に、統合科目の単位を付与する。
- (3) 統合科目の評価は、全ての授業科目の平均点をもってその評価とする。

3 再履修

受験資格を認められなかった授業科目及び不合格となった授業科目については、当該授業科目を再度履修しなければならない。

(15) 特別科目の単位取得等に関する申合せ

平成20年3月19日
歯学部教授会決定
平成31年2月5日
歯学部運営会議改正

特別科目の単位取得等に関して次のとおり申し合わせる。

1 試験の受験資格

特別科目を構成する授業科目（以下「授業科目」という。）について、授業を行った時間数の3分の2以上出席しなかった者に対しては、当該授業科目の試験の受験資格を認めない。

2 成績評価

- (1) 授業科目についての単位の付与は行わない。
- (2) 全ての授業科目を合格（60点以上）した場合に、特別科目の単位を付与する。
- (3) 特別科目の評価は、全ての授業科目の平均点をもってその評価とする。

3 再履修

受験資格を認められなかった授業科目及び不合格となった授業科目については、当該授業科目を再度履修しなければならない。

(16) 歯学部成績の疑義申立てに関する申合せ

(趣旨)

第1条 歯学部規程第10条、第11条及び第12条に基づき、成績評価の正確性を担保することを目的として、学生からの成績の疑義申立てに關し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 学生は、成績の疑義申立てがある場合、原則として成績の公表日から起算して、次に定める期限までに申請ができる。

- (1) 前期・後期の成績 成績の公表日から7日まで。
- (2) 卒業予定者の成績 成績の公表日から7日まで。

(方法)

第3条 前条の成績の疑義申立ては、次の手順により取り扱う。

- (1) 学生は、所定の期限内に「成績の疑義申立て書」(別紙1)を学務担当へ提出する。
- (2) 学務担当は、前号をもって教務委員長に報告する。
- (3) 教務委員長は、「成績の疑義申立て書」の内容を確認のうえ、学部長に報告すると共に教務委員長は、学務担当を通じて「成績の疑義申立て書」を科目責任者に通知する。
なお、科目責任者の出張等のため、上記対応の遅れが予想される場合には、その旨を学生に通知する。
- (4) 科目責任者は、疑義内容について、所定の「成績の疑義申立て回答書」(別紙2)を作成し、学務担当に提出する。
- (5) 学務担当は、提出のあった「成績の疑義申立て回答書」を教務委員長に提出する。
- (6) 教務委員長は「成績の疑義申立て回答書」を確認し、内容に疑義が生じる場合は教務委員会にて審議する。なお、教務委員会にて審議した場合は、8号の報告は省略するものとする。
- (7) 前号までの手続きを経て、教務委員長が了承した場合は、学務担当を通じて、当該学生に通知する。
- (8) 本件の結果については、教務委員会の報告事項とする。

(事務)

第4条 成績の疑義申立てに関する事務手続き及び書類の管理は、学務担当が行う。

附則

この申合せは、令和2年3月3日から施行する。

附則

この申合せは、令和3年12月2日から施行する。

(17) 全学的休講措置の申合せ

平成16年8月23日教務委員会決定
平成19年10月22日教務委員会一部改正
平成23年8月22日教務委員会全部改正
平成26年7月28日教務委員会一部改正
平成30年9月10日教務委員会一部改正

この申合せは、特別警報発令、台風、積雪その他の不測の事態による学生の事故の発生を防止するため、全学的に統一した授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の休講又は延期（以下「休講等」という。）の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 特別警報発令による休講等の措置

長崎県南部に長崎地方気象台が発表する特別警報が発令された場合は、学長が休講等の措置を決定するものとする。

2. 台風又は積雪（以下「台風等」という。）による休講等の措置

台風等による授業等の休講等の措置は、学長が次の(1)及び(2)を勘案して決定するものとする。

(1) 気象警報

台風等により、長崎県南部に長崎地方気象台が発表する暴風警報、大雪警報、暴風雪警報等が発令されている場合

(2) 公共交通機関

台風等により、次の2つ以上の公共交通機関が長崎市内全線不通の場合

長崎バス

長崎県営バス

長崎電気軌道

JR長崎本線（諫早～長崎間）

3. その他不測の事態による授業等の休講等の措置

1. 及び2. に規定するもののほか、地震、洪水その他の不測の事態が発生した場合における授業等の休講等の措置は、学長が適宜状況を判断の上、決定するものとする。

4. 休講等の措置の周知

1. 及び2. により決定した休講等の措置は、次の表に掲げる時間帯に応じ、同表の右欄に掲げる時間までに学生支援部教育支援課が、NU-WEBシステム（学務情報システム）の「お知らせ」及び大学ホームページの携帯サイトを使用して周知を行うとともに、学内においては掲示により周知を行うものとする。

休講等の時間帯	時間
午前の授業等	午前 7 時
午後の授業等（経済学部夜間主コースの授業等を除。）	午前 11 時
経済学部夜間主コースの授業等	午後 4 時

5. 教育実習等の場合の取扱い

教育実習、臨床実習、介護等体験実習、インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

附 則

この申合せは、平成30年9月10日から施行する。

(参考)

台風等による休講情報携帯サイト <http://n-info.nagasaki-u.ac.jp/m>



(18) 学生の授業期間中における国内・国外の学会等への出席又は参加に関する取扱い

平成15年12月17日
教 授 会 決 定

1 歯学部が定めた正規の授業期間中において、学生が公式及び非公式を問わず国内・国外の学会等に出席又は参加する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 学生が学会等への出席又は参加を計画する場合は、欠席届にその趣旨、目的を明らかにした理由書及びパンフレット等を添えて、開催日の2ヶ月前までに学部長に届けなければならない。
- (2) 教務委員会は、当該学生に対し、出席又は参加の意義を含め事情聴取を行うと共に、当該科目の主任教授と対応について協議する。
- (3) 臨床実習期間（予備実習も含む。）中については、臨床教育委員会が対応を協議し、教務委員会はその内容を審議する。
- (4) 臨床教育委員会は、当該学生の出席又は参加が有益と見なされる場合、臨床実習主任指導者委員会へ可能な範囲で実習日程の変更を依頼することができる。
- (5) 教務委員会は、(2)及び(3)により許可した学生に対し、補講、研修レポート等の何れかの措置をとる。

2 この取扱いは、平成15年12月17日から施行する。

(19) 長崎大学歯学部福利厚生施設規程

(設 置)

第1条 長崎大学坂本地区南部に長崎大学歯学部福利厚生施設（以下「本施設」）を置く。

(目 的)

第2条 本施設は、学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条 本施設の管理運営の責任者は、歯学部長とする。

2 本施設の管理運営の重要事項については、長崎大学学生委員会において審議する。

(談話室等)

第4条 本施設に、談話室、和室及び軽食堂を置く。

(事 務)

第5条 本施設に関する事務は、医歯薬学総合研究科歯学系事務室学務係において処理する。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本施設の使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(20) 長崎大学歯学部福利厚生施設使用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、長崎大学歯学部福利厚生施設規程（平成16年4月1日規程第24号）第6条の規定に基づき、長崎大学歯学部福利厚生施設（以下「本施設」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使 用 者)

第2条 本施設を使用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 歯学部（以下「学部」という。）の学生及び教職員
- 二 その他、歯学部長が適当と認めた者

(開館及び休館)

第3条 開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

- 2 休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 12月28日から翌年1月4日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、歯学部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用手続)

第4条 談話室及び和室を使用する者は、使用責任者を定め、別に定める使用願を歯学部長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 使用の申込は、使用予定日の1ヶ月前から3日前までとする。

(遵守事項)

第5条 本施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用を許可された本施設を、他の者に転貸しないこと。
- 二 使用開始時刻及び使用終了時刻を守ること。
- 三 掲示物は、医歯薬学総合研究科歯学系事務室学務係（以下「学務係」という。）
- 四 その他、学務係員の指示に従うこと。

(使用の中止又は変更)

第6条 使用責任者は、使用を中止又は変更しようとするときは、速やかに学務係に申出て許可を得なければならない。

(許可の取消)

第7条 使用者が、この細則及び許可条件に違反した場合又は予告しないで使用開始時刻を30分以上経過してもなお使用しないときは、使用許可を取消す。

(損害の弁償)

第8条 使用者は、故意又は過失により施設、設備及び備品等を破損、滅失又は汚損したときは、

直ちに学務係に届けるとともに、その損害を弁償するものとする。

(その他)

第9条 使用責任者は、使用直後直ちに後始末、掃除を行い、学務係に連絡しなければならない。

附 則

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

(21) 学生控室及びロッカー室の使用心得

- (1) 室内の環境整備（清潔、整頓、美化）に心がけてください。
- (2) 室内は禁煙となっており、火気の使用はできません。
- (3) 使用時間は原則として午前8時から午後7時までとなっています。時間外の使用は学生の自己責任となります。
- (4) 盗難に注意するとともに貴重品は自己管理してください。
- (5) 室内は共有スペースとなっておりますので、みだりに大声（奇声）を発するなど他の利用者に迷惑をかけるような行為をしないようにしてください。
- (6) 学生専用ロッカーは新2次生から学務係で貸与します。

(22) 自習室 4A・4B の使用について

1 対象

歯学部の教職員、歯学部学生

2 使用目的

授業、研修会、研究会、会議、学生団体の行事

3 使用許可時間

午前 8 時 50 分～午後 8 時 00 分

(土、日、祝日を除く)

4 利用方法

自習室 4 A・4 B は随時利用可能。

5 名称及び収容人数等

名 称	収容人数	場 所
自習室 4 A	24	C 棟 4 階
自習室 4 B	12	"

6 使用上の注意

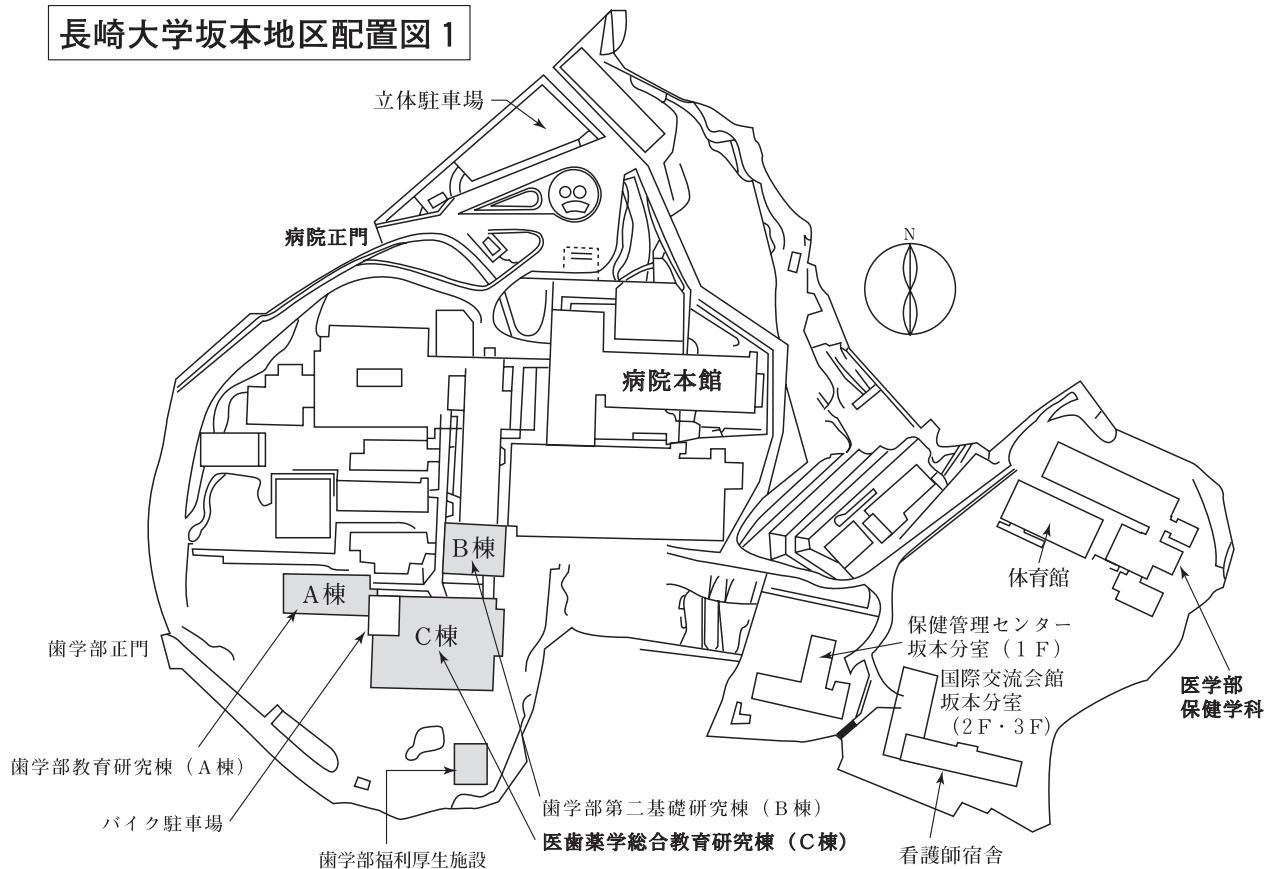
部屋の使用者は、下記に従って同学習室を常に大切、清潔に保つように心がける。

- (1) 部屋の戸締りはきちんと行う。
- (2) 建物内は禁煙とし、火気は厳禁とする。
- (3) 壁にガムテープ、両面テープ等を使用して、写真等を貼り付けない。
- (4) 使用しない時間の冷暖房及び電灯はこまめに消し、節電に努める。
- (5) 原則として学習に関係しないものは持ち込まない。

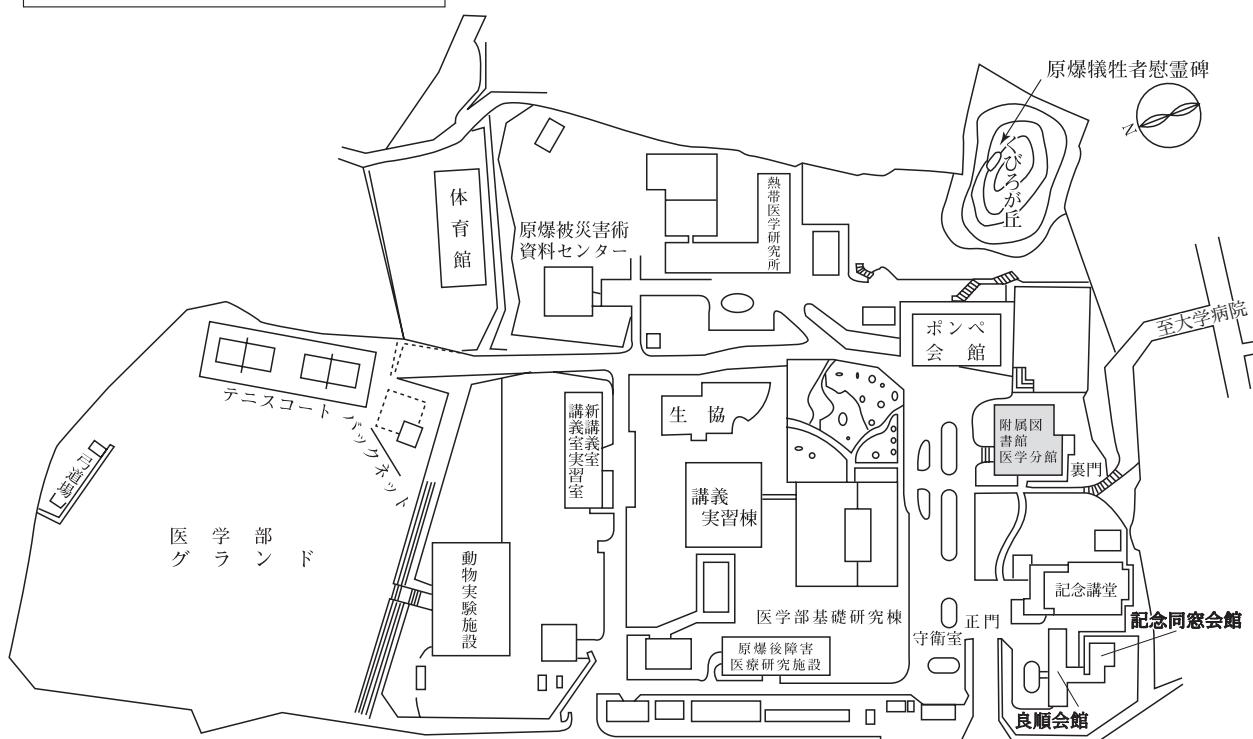
7 本部屋を目的外に使用した場合及び上記内容に反した場合には、それ以後の使用が禁止される。

付録　歯学部配置略図
(建物平面図)

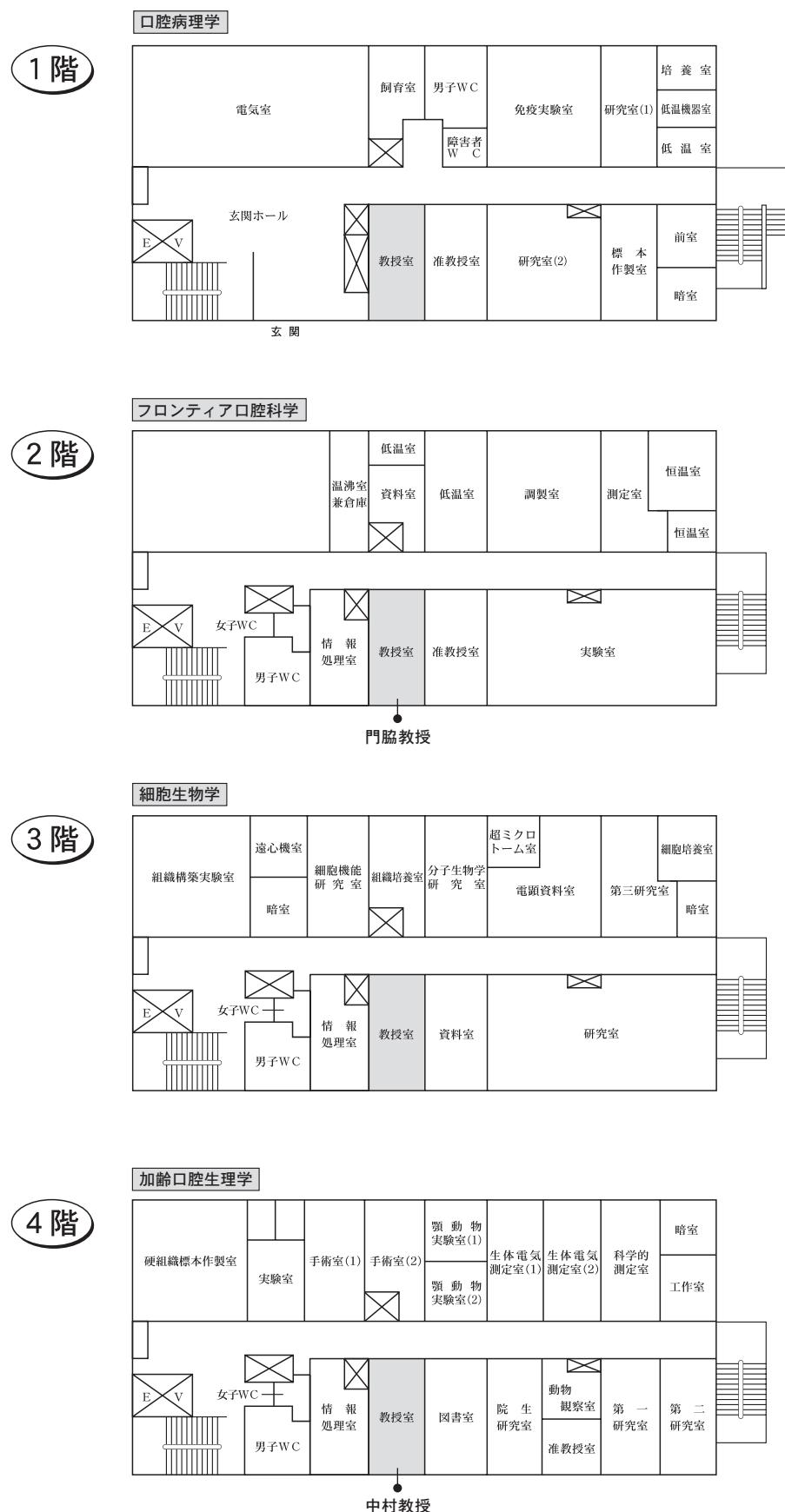
長崎大学坂本地区配置図 1



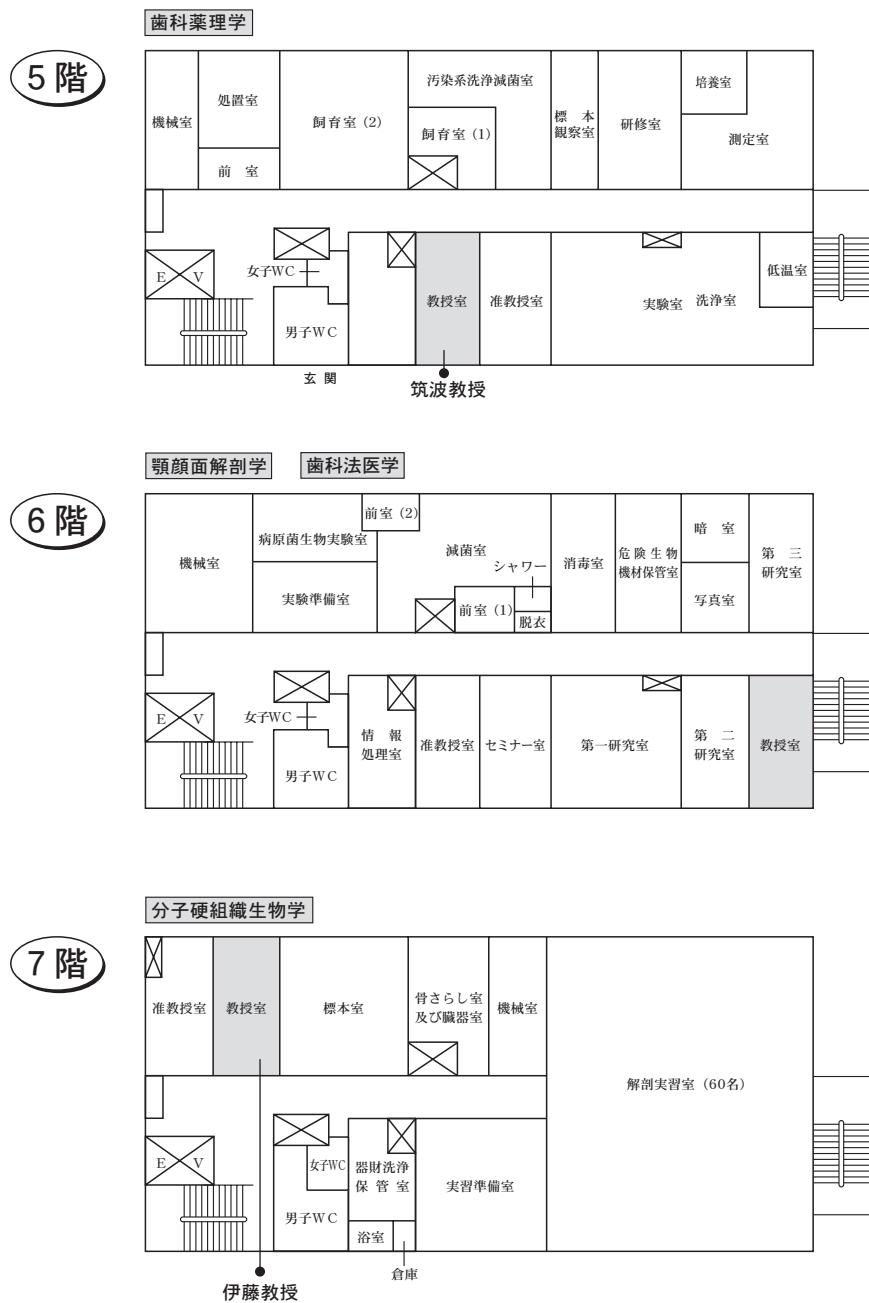
長崎大学坂本地区配置図 2



(1) 歯学部教育研究棟(A棟) 平面図(1階~4階)

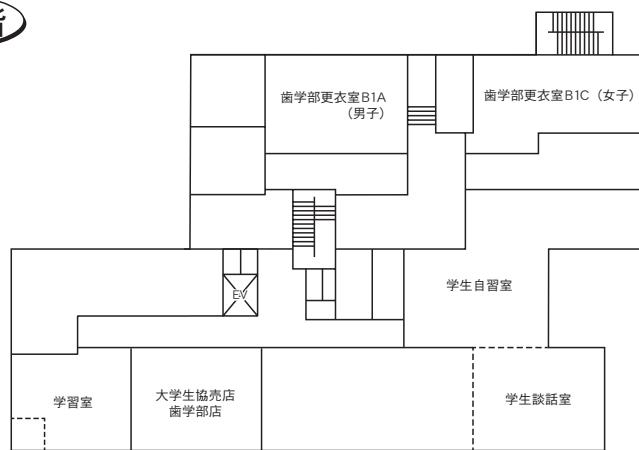


(1) のつづき (5階～7階)

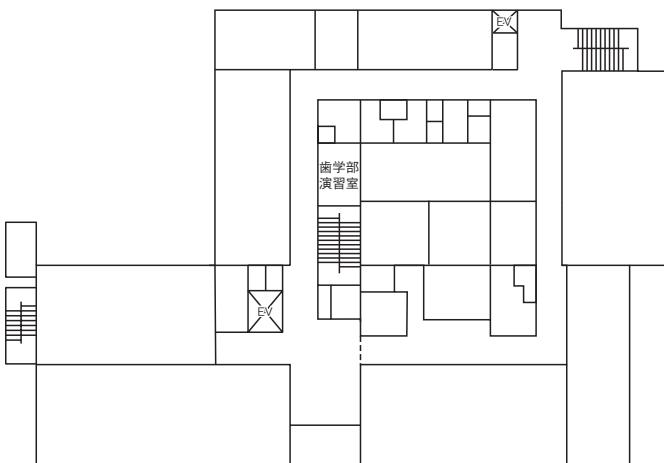


(2) 医歯薬学総合教育研究棟 (C棟) 平面図 (地下1階～2階)

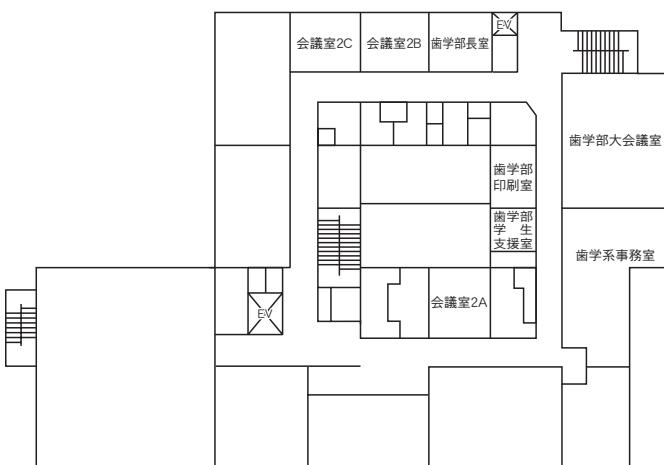
地下1階



1階

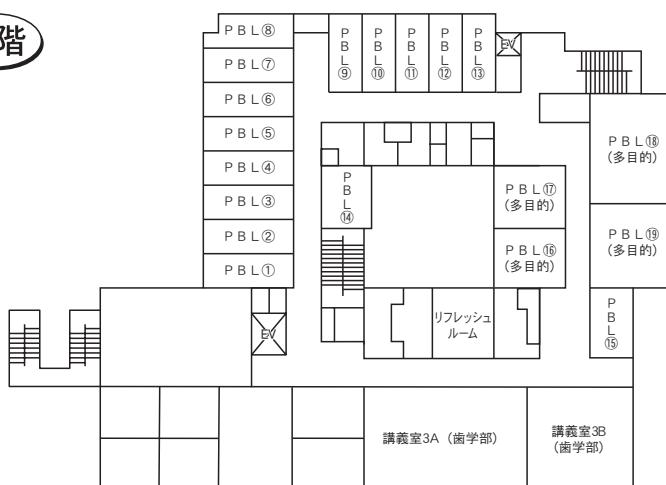


2階

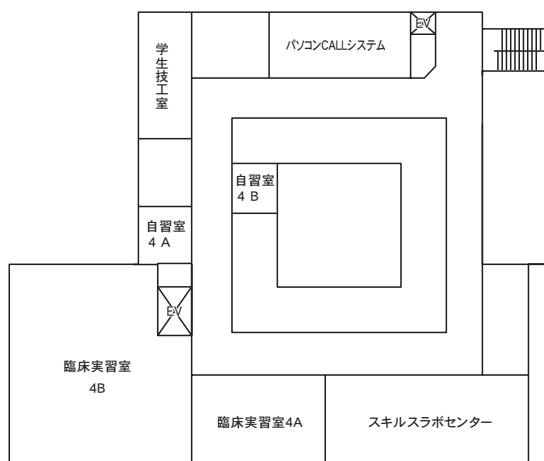


(2) のつづき (3階～5階)

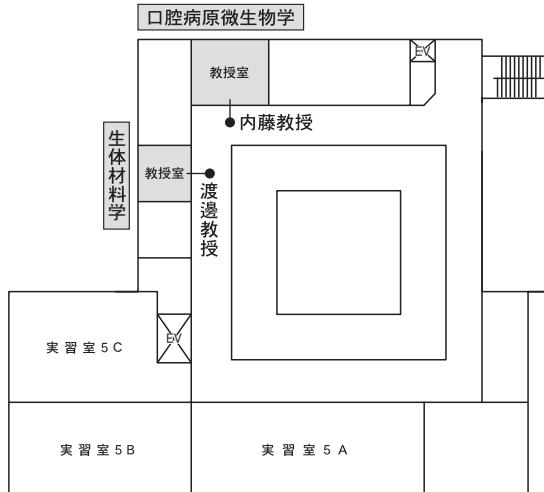
3階



4階

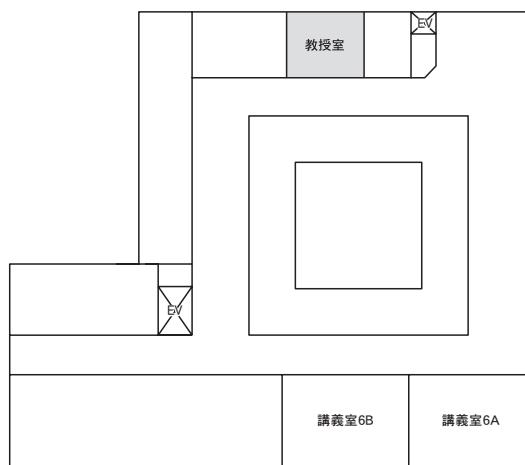


5階

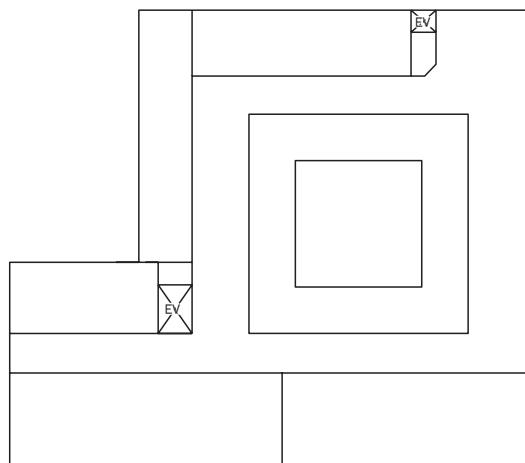


(2) のつづき (6階～8階)

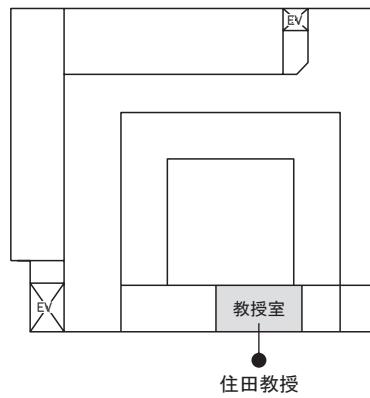
6階



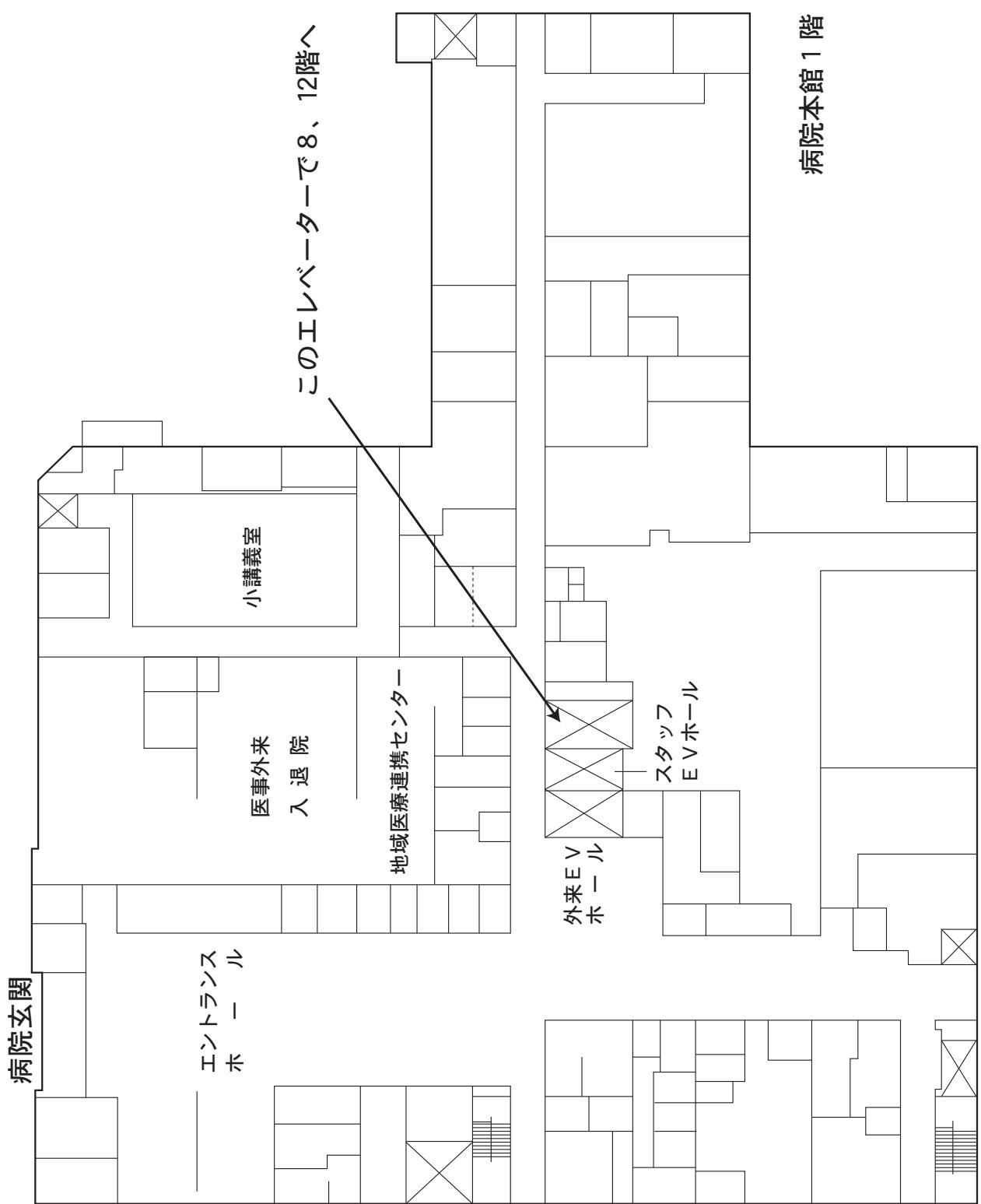
7階

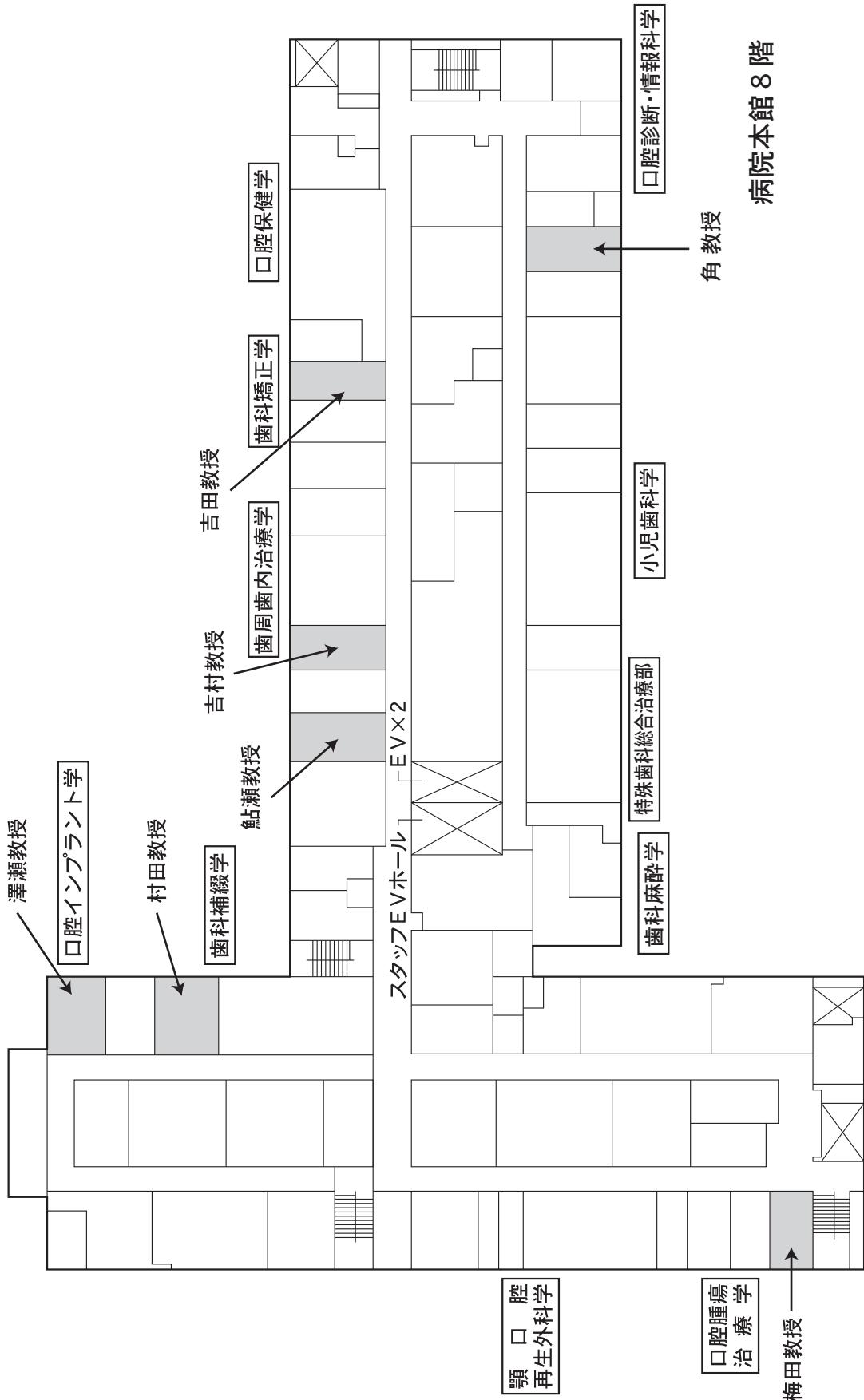


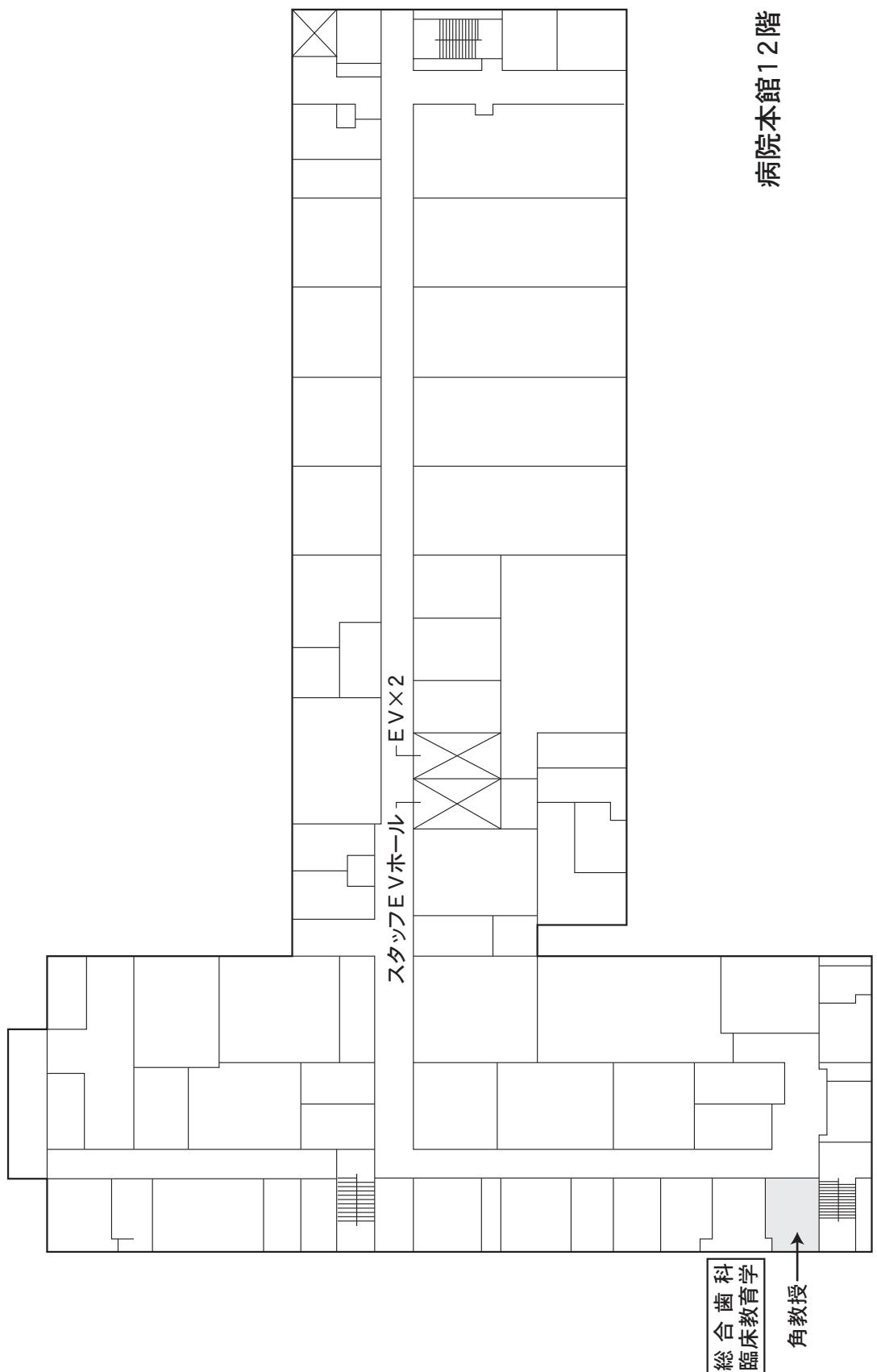
8階



病院本館 平面図（1、8、12階）





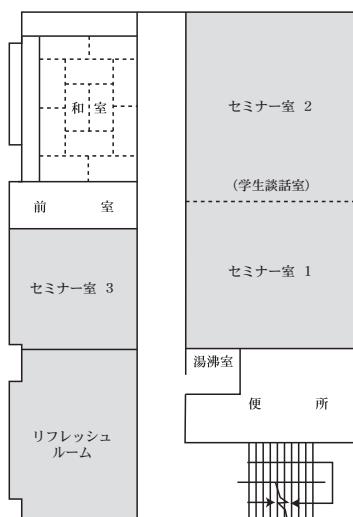


(3) 歯学部福利厚生施設 平面図(1階～3階)

1階



2階



3階



学生便覧

2024

Nagasaki
University
School
of
Dentistry